

参考資料集

1. 静岡県立中央図書館の概要	…	1
2. 令和7年度静岡県立中央図書館利用者アンケート	…	5
3. 全国の都道府県立図書館	…	9
4. 県内市町立図書館の現状	…	13
5. 県内市町立図書館 近年の動向	…	15
6. 全国の市町村立図書館	…	17
7. 全国の都道府県立図書館及び区市町村立図書館	…	19
8. 指定管理者制度の導入状況調査結果 日本図書館協会図書館政策企画委員会、2023 年	…	21
9. 図書館法	…	23
10. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準	…	29
11. 新県立中央図書館基本構想（現行の基本構想）	…	37
12. 新県立中央図書館整備見直しの方向性 【新県立中央図書館整備等 P T（令和7年12月）】	…	57
13. 静岡県立中央図書館資料収集基準	…	67

静岡県立中央図書館の概要

1 県立中央図書館 施設概要

  外観 内観		
所在地	静岡市駿河区谷田 53-1	
立地・アクセス	静岡鉄道「県立美術館前駅」より徒歩約 15 分	
施設規模	地上 3 階・地下 1 階建て 延床面積：8,816 m ²	
収蔵能力	97 万冊	
開館年	昭和 44 年 3 月（築 57 年）	
基本方針	～県民の「調べる、考える、解決する」を支援する～	
機能	閲覧室	1,523 m ² 、188 席
	書庫	2,516 m ²
	子ども図書研究室	92 m ²
	講堂	276 人
	会議室	120 人
	中集会室	50 人
	小集会室 A、B	30 人、20 人

2 県立中央図書館 運営・利用状況（R6）

項 目		静岡県（都道府県順位）	都道府県全国平均
体制	専任職員数	35 人（10 位）	31 人
	蔵書冊数	975,103 冊（29 位）	1,147,755 冊
	資料費予算額(年間)	75,899 千円（9 位）	57,245 千円
	購入冊数(年間)	19,924 冊（7 位）	12,477 冊
利用状況	利用登録者数	92,259 人（25 位）	105,867 人
	来館者数(年間)	155,892 人（40 位）	324,287 人
	個人貸出冊数(年間)	109,546 冊（39 位）	307,794 冊
	図書館への貸出冊数(年間)	6,142 冊（35 位）	23,249 冊
	市町受取件数(年間)	11,023 冊（-）	-
	レファレンス件数(年間)	4,697 件（-）	-
	市町図書館等への研修実績	17 種類 1,877 名（オンライン含む）	-
	おうだんくんサーチ検索件数（年間）	994 万回（-）	-

< 参考 > 静岡県立中央図書館データ

・入館者数

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開館日数(日)	289	308	308	307	304
入館者数(人)	121,793	154,894	148,894	152,009	155,892
一日平均(人)	421	503	483	495	513

・個人貸出資料数

(単位：冊または点)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
図書	101,919	112,687	102,111	98,695	97,506
雑誌	9,847	9,915	9,463	10,695	10,057
視聴覚	3,395	3,299	2,679	2,368	1,983
小計	115,161	125,901	114,253	111,758	109,546

・レファレンス（調査相談）数

(単位：件)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
書誌・文献・事実調査	3,681	3,164	2,920	2,468	2,197
（うち静岡県関係）	1,194	1,043	1,030	851	801
所蔵・所在調査	3,041	2,657	1,790	2,945	2,500
（うち静岡県関係）	756	659	408	699	655
合 計	6,722	5,821	4,710	5,413	4,697
（うち静岡県関係）	1,950	1,702	1,438	1,550	1,456

・協力貸出資料数

(単位：冊または点)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
図 書	5,662	5,970	5,895	5,679	5,195
雑 誌	712	696	590	378	526
視 聴 覚	14	5	2	1	7
合 計	6,388	6,671	6,487	6,058	5,728

・収蔵能力と蔵書数

(単位：冊)

年度	S44 年度	～	H24 年度	～	H27 年度	～	R5 年度
収蔵能力	500,000	～	800,000	～	845,000	～	965,000
蔵書数	114,790	～	756,049	～	801,679	～	951,691

・歴史文化情報センター利用状況（※R6 年度より県立中央図書館内に移転）

	入室者数 (人)	資料利用件数 (件)	資料掲載等許可 件数(件)	レファレンス 件数(件)	開館日数 (日)
R2 年度	179	182	44	201	243
R3 年度	170	157	43	157	243
R4 年度	176	178	34	143	239
R5 年度	111	143	36	66	145
R6 年度	—	35	44	79	—

●協力貸出、市町受取サービスの地区別利用数

・協力貸出

(単位：冊)

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
東部	2, 365	1, 984	2, 009
中部	1, 396	1, 366	1, 066
西部	1, 190	13, 07	1, 320
合計	4, 951	4, 657	4, 395

・市町受取

(単位：冊)

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
東部	3, 755	4, 228	4, 065
中部	2, 790	2, 042	2, 305
西部	4, 705	4, 730	5, 405
合計	11, 250	11, 000	11, 775

静岡県文化センター設置条例

昭和 44 年 7 月 12 日
条例第 26 号

静岡県文化センター設置条例をここに公布する。

静岡県文化センター設置条例

(設置)

第 1 条 県民の教育、学術及び文化の振興と普及を図るため、静岡県文化センター(以下「文化センター」という。)を静岡市に置く。

(施設及び名称)

第 2 条 文化センターの施設は、次のとおりとする。

(1) 図書館

(2) 講堂、会議室その他の施設

2 前項第 1 号に掲げる施設の名称は、静岡県立中央図書館という。

(職員)

第 3 条 文化センターに事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(委任)

第 4 条 文化センターの組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和 44 年 8 月 1 日から施行する。

2 静岡県立中央図書館英文庫設置条例(昭和 31 年静岡県条例第 51 号)は、廃止する。

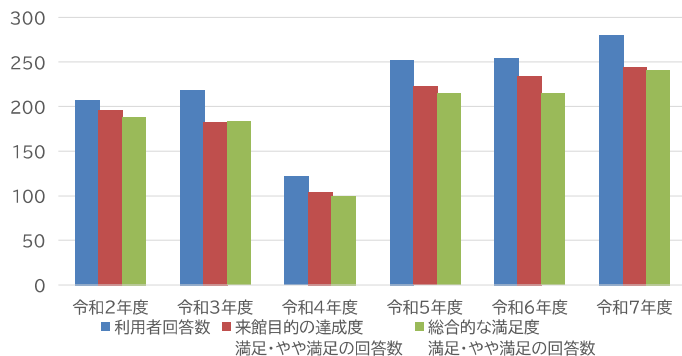
令和7年度「静岡県立中央図書館アンケート」集計結果

実施: 令和7年11月1日(土)～11月30日(日) 有効回答数 350(うち当館のサービス利用者 280)

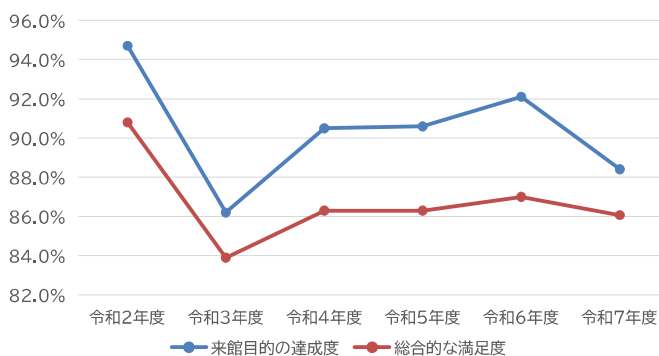
1 総括

質問	満足	やや満足	やや不満	不満	合計	満足とやや満足の割合		増減率 (A)-(B)
						令和7年度(A)	令和6年度(B)	
来館(利用)目的の達成度	113	131	25	7	276	88.4%	92.1%	-3.7%
	40.9%	47.5%	9.1%	2.5%				
総合的な満足度	103	138	31	8	280	86.1%	87.0%	-0.9%
	36.8%	49.3%	11.1%	2.9%				
平均						87.2%	89.6%	-2.3%

年度別利用者回答数・「満足」「やや満足」の回答数の推移



年度別「満足」「やや満足」の回答割合の推移



2 回答者及び利用者(設問4で当館を利用したことが「ある」と回答した者。以下同じ)の属性

(1)年齢

項目	回答者数 (A)	うち利用者					当館Webサイト 利用者(E)	Web利用者の 割合(E)/(B)
		利用者数 (B)	利用者の割合 (A)/(B)	令和7年度 構成比(C)	令和6年度 構成比(D)	構成比増減率 (C)-(D)		
10歳代	24	18	75.0%	6.4%	10.6%	-4.2%	7	38.9%
20歳代	36	30	83.3%	10.7%	15.4%	-4.6%	17	56.7%
30歳代	44	35	79.5%	12.5%	14.6%	-2.1%	18	51.4%
40歳代	62	53	85.5%	18.9%	13.0%	+5.9%	29	54.7%
50歳代	97	72	74.2%	25.7%	27.6%	-1.8%	40	55.6%
60歳代	71	59	83.1%	21.1%	16.9%	+4.1%	35	59.3%
70歳代	14	12	85.7%	4.3%	2.0%	+2.7%	7	58.3%
80歳代以上	2	1	50.0%	0.4%			1	100.0%
合計	350	280	80.0%	100.0%	100.0%		154	55.0%

(2)職業

項目	回答者数 (A)	うち利用者					当館Webサイト 利用者(E)	Web利用者の 割合(E)/(B)
		利用者数 (B)	利用者の割合 (A)/(B)	令和7年度 構成比(C)	令和6年度 構成比(D)	構成比増減率 (C)-(D)		
小学生	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0.0%
中学生	4	2	50.0%	0.7%	2.8%	-2.0%	0	0.0%
高校生	15	12	80.0%	4.3%	7.1%	-2.8%	5	41.7%
大学生・専門学校生	12	10	83.3%	3.6%	4.7%	-1.2%	8	80.0%
会社員・団体職員	48	45	93.8%	16.1%	17.3%	-1.3%	31	68.9%
公務員(教員を除く)	182	133	73.1%	47.5%	38.6%	+8.9%	57	42.9%
教員・研究職	16	14	87.5%	5.0%	9.8%	-4.8%	7	50.0%
自営業	14	13	92.9%	4.6%	3.1%	+1.5%	10	76.9%
家事専業	5	4	80.0%	1.4%	1.6%	-0.1%	3	75.0%
パート	20	16	80.0%	5.7%	5.1%	+0.6%	12	75.0%
無職	23	20	87.0%	7.1%	7.5%	-0.3%	13	65.0%
回答しない	9	9	100.0%	3.2%	1.2%	+2.0%	6	66.7%
その他	2	2	100.0%	0.7%	1.2%	-0.5%	2	100.0%
合計	350	280	80.0%	100.0%	100.0%		154	55.0%

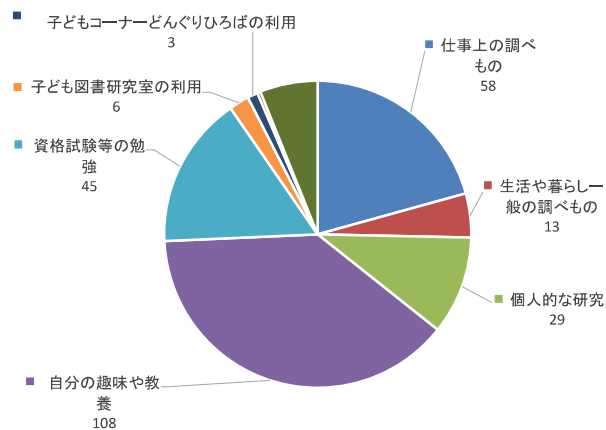
(3)住所

項目	回答者数 (A)	うち利用者					当館Webサイト 利用者(E)	Web利用者の 割合(F)/(B)
		利用者 数(B)	利用者の割合 (A)/(B)	令和7年度 構成比(C)	令和6年度 構成比(D)	構成比増減率 (C)-(D)		
静岡市 計	221	193	87.3%	63.1%	67.7%	-4.6%	94	48.7%
葵区	79	67	84.8%	22.6%	20.1%	+2.5%	32	47.8%
駿河区	71	64	90.1%	20.3%	25.2%	-4.9%	25	39.1%
清水区	71	62	87.3%	20.3%	22.4%	-2.2%	37	59.7%
県東部市町	47	35	74.5%	13.4%	31.1%	+5.5%	26	74.3%
県中部市町	37	24	64.9%	10.6%			16	66.7%
県西部市町	44	27	61.4%	12.6%			18	66.7%
県外	1	1	100.0%	0.3%	1.2%	-0.9%	0	0.0%
合計	350	280	80.0%	100.0%	100.0%		154	55.0%

3 当館の満足度について

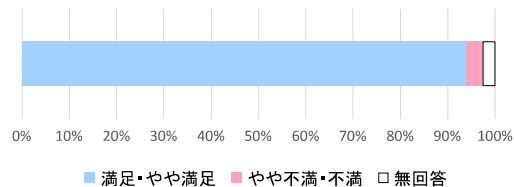
(1)来館(利用)目的(最も近いものを1つ選択)

項目	利用者 回答数	令和7年度 構成比(A)	令和6年度 構成比(B)	構成比増減率 (A)-(B)
仕事上の調べもの	58	20.7%	15.7%	+5.0%
生活や暮らし一般の調べもの	13	4.6%	5.5%	-0.9%
個人的な研究	29	10.4%	12.2%	-1.8%
自分の趣味や教養	108	38.6%	29.1%	+9.4%
資格試験等の勉強	45	16.1%	26.4%	-10.3%
子ども図書研究室の利用	6	2.1%	1.6%	+0.6%
子どもコーナーどんぐりひろばの利用	3	1.1%	2.8%	-1.7%
その他	1	0.4%	5.9%	-5.5%
回答しない	17	6.1%	0.8%	+5.3%
合計	280	100.0%	100.0%	



(2)職員の対応や業務知識

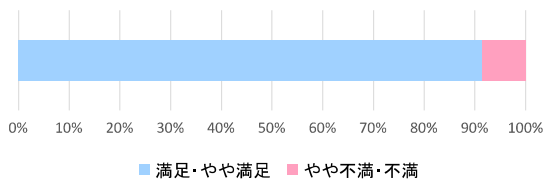
項目	利用者回答数			令和7年 構成比(A)	令和6年度 構成比(B)	構成比増減率 (A)-(B)
	満足	やや満足	小計			
満足傾向	148	115	263	93.9%	95.7%	-1.8%
不満傾向	7	3	10	3.6%	2.8%	+0.8%
無回答			7	2.5%	1.5%	+1.0%
合計			280	100.0%	100.0%	



(3)当館ウェブサイトについて(有効回答数154)

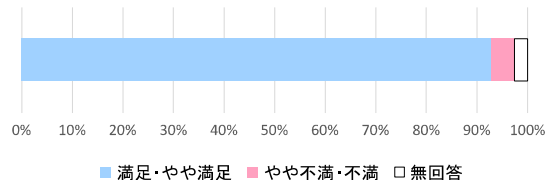
ア 当館Webサイトで調べたいものや知りたい内容の見つかりやすさ

項目	利用者回答数			構成比
	満足	やや満足	小計	
満足傾向	73	68	141	91.6%
不満傾向	12	1	13	8.4%
合計			154	100.0%



イ 当館Webサイトの記事の内容及びコンテンツの満足度

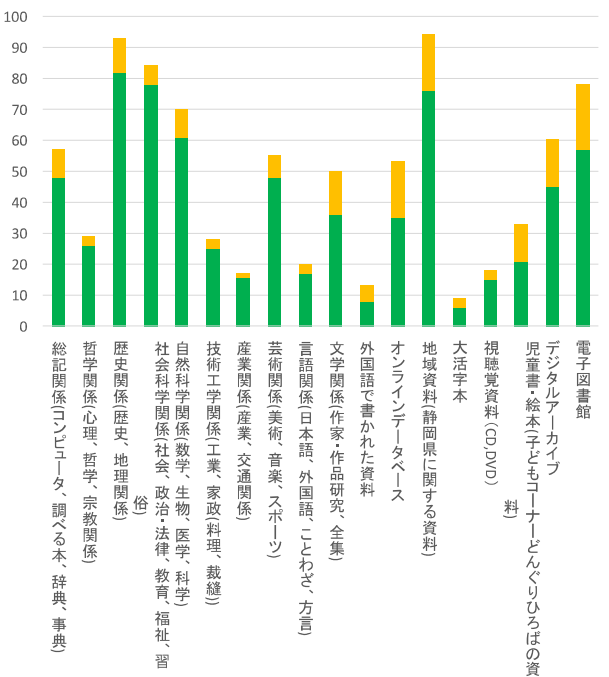
項目	利用者回答数			構成比
	満足	やや満足	小計	
満足傾向	62	81	143	92.9%
不満傾向	7	0	7	4.5%
無回答			4	2.6%
合計			154	100.0%



3 当館に求めること

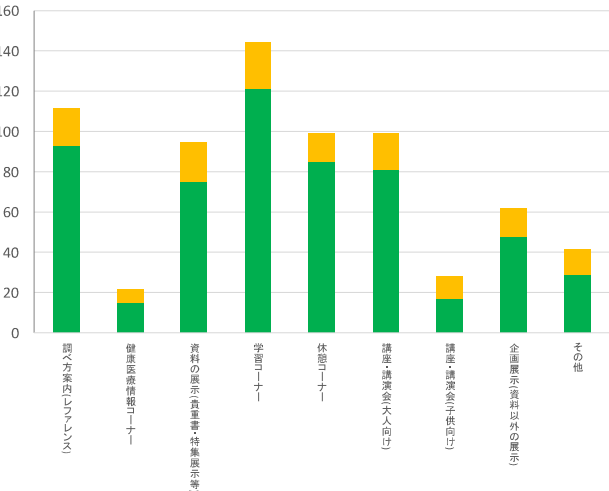
(1)資料の充実(3つまで選択)

項目	有効回答			全体の回答数の構成比
	全体の回答数	うち利用者の回答数	うち非利用者の回答数	
総記関係(コンピュータ、調べる本、辞典、事典)	57	48	9	6.6%
哲学関係(心理、哲学、宗教関係)	29	26	3	3.4%
歴史関係(歴史、地理関係)	93	82	11	10.8%
社会科学関係(社会、政治・法律、教育、福祉、習俗)	84	78	6	9.8%
自然科学関係(数学、生物、医学、科学)	70	61	9	8.1%
技術工学関係(工業、家政(料理、裁縫))	28	25	3	3.3%
産業関係(産業、交通関係)	17	16	1	2.0%
芸術関係(美術、音楽、スポーツ)	55	48	7	6.4%
言語関係(日本語、外国語、ことわざ、方言)	20	17	3	2.3%
文学関係(作家・作品研究、全集)	50	36	14	5.8%
外国語で書かれた資料	13	8	5	1.5%
オンラインデータベース	53	35	18	6.2%
地域資料(静岡県に関する資料)	94	76	18	10.9%
大活字本	9	6	3	1.0%
視聴覚資料(CD,DVD)	18	15	3	2.1%
児童書・絵本(子どもコーナー・びんべりひろばの資料)	33	21	12	3.8%
デジタルアーカイブ	60	45	15	7.0%
電子図書館	78	57	21	9.1%
合計	861	700	161	100.0%



(2)サービスの充実(3つまで選択)

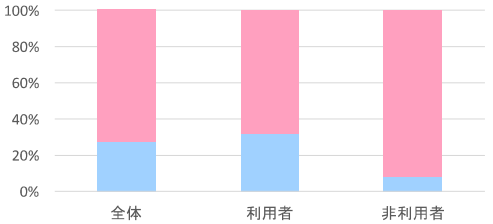
項目	有効回答			全体の回答数の構成比
	全体の回答数	うち利用者の回答数	うち非利用者の回答数	
調べ方案内(レファレンス)	111	93	18	15.9%
健康医療情報コーナー	21	15	6	3.0%
資料の展示(貴重書・特集展示等)	94	75	19	13.4%
学習コーナー	144	121	23	20.6%
休憩コーナー	99	85	14	14.2%
講座・講演会(大人向け)	99	81	18	14.2%
講座・講演会(子供向け)	28	17	11	4.0%
企画展示(資料以外の展示)	62	48	14	8.9%
その他	41	29	12	5.9%
合計	699	564	135	100.0%



4 当館の「新着資料の案内」について

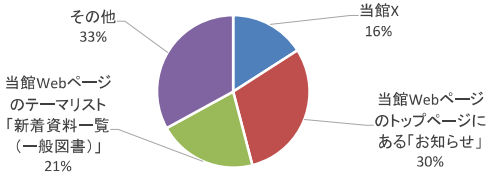
(1)当館の「新着資料の案内」をみたことがあるかどうか

項目	全体		利用者のみ		非利用者のみ	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
みたことがある	96	27.4%	90	32.1%	6	8.6%
みたことがない	254	72.6%	190	67.9%	64	91.4%
合計	350	100.0%	280	100.0%	70	100.0%



(2)当館の「新着資料の案内」を知ったきっかけ(複数回答可)

項目	回答数	構成比
当館X	16	16.0%
当館Webページのトップページにある「お知らせ」	30	30.0%
当館Webページのテーマリスト「新着資料一覧(一般図書)」	21	21.0%
その他	33	33.0%
合計	100	100.0%



いただいたご意見は当館のサービスをより良いものとしていくため、今後の参考にさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。
上記の他に、多くの貴重なご意見をいただきました。

数字で見る日本の図書館 その87 都道府県図書館の統計（1）

県名	図書館数	人口	職員数			蔵書冊数（図書）		受入図書冊数				受入雑誌 購入種数	受入新聞 購入種数
			総数	専任 計	専任うち司 書・司書補	蔵書計	うち児童	受入図書計	うち児童	うち購入	うち購入児童		
北海道	1	5,093,983	41	32	24	1,222,981	97,870	19,049	2,966	9,024	1,833	122	23
青森県	1	1,205,578	36	22	11	1,032,124	100,381	21,344	5,649	14,466	3,919	202	19
岩手県	1	1,172,349	69.6	9	3	849,938	74,903	9,797	1,918	4,790	1,738	159	20
宮城県	1	2,242,389	88.3	42	16	1,194,506	232,215	14,462	6,208	13,030	6,093	311	62
秋田県	2	924,620	46.2	24	12	1,134,615	83,229	19,494	3,574	13,588	2,482	256	15
山形県	1	1,027,509	50	20	0	764,422	46,725	10,341	未記入	6,983	未記入	未記入	未記入
福島県	1	1,795,219	35.7	32	24	1,060,272	173,307	15,327	2,819	8,395	2,194	222	25
茨城県	1	2,865,690	68	29	11	1,023,716	217,348	17,943	3,695	14,719	3,560	459	24
栃木県	1	1,916,787	30.1	20	5	792,938	58,200	6,827	460	4,287	400	153	27
群馬県	1	1,919,232	41.9	21	6	888,461	90,363	16,449	1,410	9,709	1,372	171	18
埼玉県	2	7,378,639	106.6	80	65	1,615,052	203,853	16,846	3,372	8,992	2,824	510	72
千葉県	3	6,310,158	94.6	66	37	1,409,120	119,181	15,521	1,797	11,613	1,523	559	57
東京都	2	13,911,902	164.6	107	76	2,874,368	227,976	44,022	4,179	36,381	3,737	3,624	153
神奈川県	2	9,208,688	151	65	49	1,245,376	51,704	13,873	334	7,477	186	619	34
新潟県	1	2,137,672	37.4	23	17	968,493	55,021	7,953	505	5,125	498	267	20
富山県	1	1,019,004	33.7	20	16	980,792	44,360	17,094	1,082	9,645	880	254	16
石川県	1	1,109,226	76	25	16	1,068,157	167,090	24,022	5,239	20,458	5,015	441	16
福井県	2	752,390	48.9	27	17	1,401,596	159,356	20,733	2,749	14,034	2,260	401	33
山梨県	1	806,369	48.1	27	20	731,732	127,017	13,194	2,866	10,834	2,765	282	21
長野県	1	2,028,135	39.2	17	10	784,435	101,037	12,093	1,272	8,205	1,200	170	33
岐阜県	1	1,967,862	78.8	34	25	1,123,941	162,866	16,969	2,784	11,307	2,354	352	35
静岡県	1	3,606,469	50	35	18	975,103	25,167	24,666	3,962	19,924	3,822	554	23
愛知県	1	7,500,882	75.9	40	35	1,223,490	95,684	10,661	917	5,713	715	612	50
三重県	1	1,757,527	37.5	19	12	901,429	113,566	10,081	3,207	7,197	2,924	264	27
滋賀県	1	1,410,534	33.8	28	25	1,588,303	280,635	23,874	7,157	18,336	6,463	374	17
京都府	2	2,488,075	71.2	41	32	1,464,938	147,616	32,533	1,415	8,464	1,336	402	20
大阪府	2	8,775,708	221.5	69	53	2,979,700	341,179	46,973	14,539	25,851	7,628	667	32
兵庫県	1	5,426,863	33.7	21	10	673,179	3,199	5,567	82	3,297	20	118	14
奈良県	1	1,315,207	51	19	14	799,532	54,516	8,146	176	4,780	83	540	29
和歌山県	2	913,297	54	23	17	1,121,931	325,146	18,135	5,712	16,158	5,596	195	24
鳥取県	1	540,207	52	23	15	1,280,337	134,776	26,950	3,694	23,732	3,643	372	34
島根県	1	650,624	34.7	16	13	872,034	219,987	12,311	3,196	9,223	3,012	354	21
岡山県	1	1,851,125	97.5	41	30	1,651,748	218,028	30,236	5,511	21,063	4,579	461	37
広島県	1	2,750,540	51	25	18	892,885	109,603	22,170	2,681	16,959	2,609	222	33
山口県	1	1,310,109	35.5	18	13	843,263	114,360	11,826	3,025	10,100	2,982	209	33
徳島県	1	710,012	42	21	19	1,204,558	206,552	12,874	3,269	11,534	3,213	307	35
香川県	1	948,585	46	13	10	1,119,000	156,597	15,781	2,472	11,930	2,362	316	16
愛媛県	1	1,312,298	23.5	17	13	750,166	92,912	9,755	2,042	6,935	1,677	102	15
高知県	1	675,623	46.3	29	22	923,787	168,923	29,637	7,515	26,404	7,442	581	79
福岡県	1	5,095,379	55.3	33	17	833,579	109,387	12,998	1,889	11,299	1,827	453	24
佐賀県	1	801,051	56.7	23	2	900,300	121,417	13,989	4,408	11,657	4,328	126	18
長崎県	2	1,289,994	38.7	24	7	1,412,931	159,525	27,167	5,059	18,857	4,389	358	32
熊本県	1	1,728,098	52	29	14	1,167,132	132,823	13,633	2,122	8,393	1,874	127	10
大分県	1	1,112,827	58	29	19	1,255,770	181,590	18,222	2,769	15,323	2,661	391	33
宮崎県	1	1,058,710	59	28	10	771,783	155,142	8,140	3,410	6,033	1,655	291	27
鹿児島県	2	1,576,361	60.6	34	14	1,192,474	207,092	18,408	3,486	14,507	3,217	130	31
沖縄県	1	1,485,669	96.5	28	10	978,087	68,675	16,645	1,735	9,711	880	159	22
合計・平均	59	124,885,175	2,919.60	1,468	922	53,944,474	6,538,099	834,731	150,328	586,442	127,770	18,219	1,459

数字で見る日本の図書館 その87 都道府県図書館の統計（2）

県名	来館者数	個人貸出						団体貸出
		登録者数	うち児童	有効登録者数	うち児童	貸出資料数	うち児童	貸出資料数
北海道	44,003	55,198	663	-	-	90,997	15,876	未実施
青森県	201,744	8,418	1,428	4,767	453	219,899	54,054	39,376
岩手県	360,623	28,493	2,373	9,243	934	161,179	25,913	23,051
宮城県	337,720	324,822	10,825	-	-	575,039	204,589	未実施
秋田県	340,860	123,962	1,741	-	-	348,416	87,701	21,649
山形県	270,210	130,227	未記入	84,786	未記入	287,948	未記入	2,810
福島県	157,367	22,663	2,481	6,987	996	173,169	79,371	23,777
茨城県	395,140	176,672	2,261	16,175	1,381	447,315	54,185	26,602
栃木県	47,324	87,184	195	2,221	44	48,603	5,875	3,156
群馬県	169,031	147,493	1,613	3,368	154	232,387	11,807	18,335
埼玉県	245,097	24,280	2,622	6,944	1,108	214,210	102,288	5,331
千葉県	261,848	33,365	-	6,442	-	99,049	18,383	未実施
東京都	441,858	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
神奈川県	349,346	31,007	62	8,842	87	118,129	160	313
新潟県	288,044	18,856	1,018	-	-	364,686	70,756	1,532
富山県	109,943	86,078	4,226	-	-	133,070	19,034	2,937
石川県	1,192,832	95,839	6,494	32,250	3,135	620,094	189,781	9,902
福井県	566,243	186,469	4,328	19,065	1,963	601,850	191,906	18,865
山梨県	683,423	137,657	3,295	未記入	未記入	344,057	173,493	13,574
長野県	305,941	106,089	3,891	6,870	1,085	88,797	46,282	未実施
岐阜県	306,565	28,460	1,646	11,647	755	279,866	74,924	11,014
静岡県	155,892	92,259	未記入	未記入	未記入	109,546	15,417	82
愛知県	414,039	35,795	2,236	-	-	319,509	71,923	未実施
三重県	209,019	16,143	2,033	7,147	896	196,567	101,940	1,179
滋賀県	188,179	127,938	6,584	17,460	2,775	615,611	263,333	4,422
京都府	346,530	151,556	-	151,556	-	157,456	-	20,525
大阪府	765,609	47,384	5,737	22,986	1,930	589,329	176,768	2,587
兵庫県	116,444	10,804	95	1,954	14	33,994	未記入	2,336
奈良県	422,049	120,635	391	-	-	208,847	10,212	2,340
和歌山県	282,894	19,504	-	15,428	-	380,501	163,212	23,808
鳥取県	227,744	133,572	2,334	12,094	1,013	364,686	37,728	37,254
島根県	198,190	44,336	3,029	8,376	1,111	236,520	98,638	51,225
岡山県	794,793	314,441	未記入	未記入	未記入	1,145,432	358,556	37,070
広島県	182,437	70,915	2,286	7,574	991	203,242	104,667	63,679
山口県	101,221	107,976	1,686	6,333	791	147,993	71,951	18,212
徳島県	289,868	165,819	4,107	165,819	4,107	447,856	185,086	3,007
香川県	401,170	229,146	5,548	未記入	未記入	721,534	299,614	10,559
愛媛県	118,056	57,311	2,535	未記入	未記入	81,343	39,782	13,905
高知県	未記入	未記入	未記入	未記入	未記入	未記入	未記入	54,720
福岡県	224,007	145,049	7,649	10,701	-	487,287	108,056	1,275
佐賀県	257,248	96,918	1,948	6,081	739	188,600	97,063	27,344
長崎県	433,280	55,332	未記入	未記入	未記入	762,141	未記入	1,076
熊本県	240,666	207,064	2,691	202,022	2,674	180,323	104,337	16,785
大分県	315,280	146,904	3,693	9,986	-	495,303	152,559	34,876
宮崎県	373,604	119,819	7,048	12,088	2,719	305,916	143,677	48,728
鹿児島県	386,024	191,089	1,181	34,552	1,181	290,753	40,248	1,417
沖縄県	397,808	203,067	4,174	16,782	1,435	347,288	103,952	38,237
合計・平均	14,917,213	4,764,008	118,147	928,546	34,471	14,466,337	4,175,097	738,872

数字で見る日本の図書館 その87 都道府県図書館の統計（3）

県名	予約件数	図書館への 貸出数	参考業務 受付件数	図書館費 予算額（千円） 2025年度	資料費 予算額（千円） 2025年度	延床面積 (㎡)	図書 収容能力 (万冊)	現用館の 竣工年月	2024年度 年間開館日数	閉館時刻
北海道	31,115	56,147	7,983	96,379	31,728	8,323	108	1967年2月	295	17:00
青森県	30,160	3,873	12,926	195,854	59,133	9,886	115	1993年10月	330	19:00
岩手県	5,108	1,792	17,423	60,343	23,578	10,590	153.5	2005年9月	338	20:00
宮城県	16,877	12,363	18,355	392,261	51,883	17,339	150	1998年2月	292	19:00
秋田県	37,699	18,251	15,412	216,637	38,533	12,446	150	1993年3月	295	19:00
山形県	28,405	4,209	未実施	88,246	26,138	7,282	98	1990年7月	314	20:00
福島県	13,832	3,977	8,832	123,644	31,865	9,157	100	1984年7月	284	19:00
茨城県	45,671	8,250	12,769	173,195	63,229	8,701	77	2000年12月	283	20:00
栃木県	16,508	8,026	7,333	148,704	21,383	5,320	80	1971年5月	285	19:00
群馬県	20,531	9,647	18,208	211,595	45,012	6,692	82	1978年3月	285	19:00
埼玉県	58,689	33,128	33,417	104,019	58,725	6,220	86.8	1970年3月	290	19:00
千葉県	36,242	88,318	18,959	544,903	70,351	6,171	55	1968年6月	288	19:00
東京都	未実施	60,171	61,846	1,643,845	373,715	23,196	208	1972年3月	326	21:00
神奈川県	28,823	116,473	8,129	839,961	70,014	15,890	33.4	1954年11月	298	19:00
新潟県	30,299	7,670	18,010	166,084	25,000	8,845	94.4	1992年4月	281	19:00
富山県	27,238	15,520	13,936	128,837	41,562	7,776	132	1969年9月	283	19:00
石川県	120,427	10,622	1,406	1,033,604	84,590	22,273	230	2021年12月	299	21:00
福井県	73,321	9,771	13,908	381,831	132,892	14,297	190	2002年8月	297	19:00
山梨県	27,615	5,828	39,860	387,852	48,365	10,555	110	2012年3月	335	21:00
長野県	5,929	2,896	6,012	213,444	44,258	8,614	81.8	1979年8月	280	19:00
岐阜県	24,298	10,341	9,423	498,712	82,529	25,206	141	1995年2月	283	20:00
静岡県	20,191	6,142	4,697	202,500	77,057	8,817	74.2	1969年3月	304	17:00
愛知県	40,435	14,006	28,338	334,093	35,094	19,604	160	1991年4月	280	20:00
三重県	19,078	13,275	7,754	212,617	42,401	5,332	108	1994年10月	291	19:00
滋賀県	86,243	30,665	5,387	135,366	58,239	12,660	150	1980年3月	243	18:00
京都府	12,959	41,564	23,683	286,718	32,836	7,477	150	2000年10月	284	19:00
大阪府	237,415	56,842	80,501	882,370	106,835	30,771	453	1995年9月	296	19:00
兵庫県	17,368	8,752	9,310	83,984	22,000	8,129	76	1974年7月	未記入	18:00
奈良県	10,772	7,401	12,978	284,814	36,284	11,821	125	2005年3月	295	20:00
和歌山県	32,387	14,192	10,191	205,663	45,710	10,984	100	1993年3月	285	19:00
鳥取県	109,553	52,339	15,358	373,640	107,513	8,694	120	1990年3月	324	19:00
島根県	19,113	9,743	6,307	133,714	33,390	5,692	62.8	1968年10月	287	19:00
岡山県	242,161	27,244	70,102	329,976	79,442	18,193	230	2004年3月	299	19:00
広島県	34,268	6,797	3,899	107,584	48,693	6,524	101	1988年3月	288	19:00
山口県	17,277	4,768	8,071	140,270	48,772	8,397	65	1973年3月	292	19:00
徳島県	33,237	19,646	8,081	114,151	41,404	8,989	120	1990年11月	281	19:00
香川県	42,912	6,620	20,414	205,129	34,576	9,562	122	1994年3月	295	19:00
愛媛県	3,375	1,015	9,828	66,940	23,161	6,445	74.1	1975年10月	224	19:00
高知県	未記入	未記入	未記入	579,061	107,141	17,781	205	2017年12月	300	20:00
福岡県	74,194	12,627	57,038	268,010	69,826	11,214	94	1982年12月	281	19:00
佐賀県	20,019	33,620	7,468	134,646	45,387	5,280	101.3	1962年2月	341	20:00
長崎県	118,255	46,153	14,158	340,735	66,344	11,726	202	2019年1月	283	20:00
熊本県	10,498	1,122	15,926	268,100	32,959	9,460	100	1985年7月	288	19:00
大分県	16,044	17,687	14,433	352,246	51,623	11,142	160	1994年9月	309	20:00
宮崎県	4,832	5,333	6,761	282,902	42,842	9,729	84	1988年5月	285	19:00
鹿児島県	9,532	35,193	24,172	319,306	44,967	11,295	96	1979年9月	288	21:00
沖縄県	48,729	3,389	38,777	471,456	30,095	13,085	140	2018年9月	294	20:00
合計・平均	1,959,634	963,408	847,779	14,765,941	2,789,074	11,353	127		293	

県内市町立図書館の現状（令和7年度静岡県の図書館）

図書館名(正式名称)	延床面積(㎡)	現館開館年	蔵書冊数(万冊)	受入図書数(冊)	個人貸出冊数(冊)	入館者数(人)	職員数(うち司書)
静岡県立中央図書館	8,817	S45.4	97.5	24,666	109,546	155,892	49.5(23.1)
下田市立図書館	763	S51.4	9.8	1,850	32,871	-	6.8(2.6)
伊東市立伊東図書館	954	S55.11	18.4	5,181	114,623	-	14(4)
熱海市立図書館	2,535	H19.8	18.0	5,387	84,084	60,793	13(3)
伊豆市立修善寺図書館	1,291	H8.6	12.1	2,577	93,320	45,368	12(5)
伊豆市立中伊豆図書館	353	H15.4	2.5	548	14,921	8,000	3(1)
伊豆市立天城図書館	214	H31.4	2.0	573	6,534	4,309	3(2)
伊豆市立土肥図書館	168	H2.9	2.8	555	6,728	3,841	3(1)
市内計	-	-	17.4	4,253	121,503	61,518	21(9)
伊豆の国市立中央図書館	1,976	H1.8	12.8	1,762	85,134	47,005	11.5(2.2)
伊豆の国市立韭山図書館	1,075	H9.4	6.2	1,253	72,799	93,028	8.3(0)
市内計	-	-	19	3,015	157,933	140,033	19.8(2.2)
三島市立図書館	3,068	H9.4	46.5	11,657	563,016	282,905	26.4(21.5)
三島市立図書館中郷分館	355	H8.12	4.4	2,113	79,706	39,330	3.7(3.7)
市内計	-	-	50.9	13,770	642,722	322,235	30.1(25.2)
御殿場市立図書館	2,383	S56.11	28.4	5,658	356,338	163,087	22(16)
裾野市立鈴木図書館	3,002	H6.7	20.3	3,956	191,975	86,529	14.5(5.9)
裾野市民文化センター図書室	145	H3.11	2.5	708	31,497	23,507	3.8(2.6)
市内計	-	-	22.8	4,664	223,472	110,036	18.3(8.5)
沼津市立図書館	11,440	H5.7	51.1	11,010	715,685	247,805	57.2(19.8)
沼津市立戸田図書館	614	H3.4	3.7	578	5,595	6,546	3.4(0)
市内計	-	-	54.8	11,588	721,280	254,351	60.6(19.8)
富士市立中央図書館	7,526	H7.10	77	23,808	1,045,529	466,670	63.3(27.6)
富士市立西図書館	1,259	H20.4	12.9	3,888	288,004	222,480	12(2)
富士市立東図書館	321	S62.4	6.8	1,999	106,928	65,918	6.9(2)
富士市立富士文庫	823	H2.4	11.9	2,282	133,130	66,880	7(4)
市内計	-	-	108.6	31,977	1,573,591	821,948	89.2(35.6)
富士宮市立中央図書館	3,802	H1.3	43.6	17,138	564,545	181,336	31(22)
富士宮市立西富士図書館	623	H5.3	5.8	3,843	79,244	47,921	5(4)
富士宮市立芝川図書館	663	H23.3	5.6	2,431	63,664	26,285	5.6(3.8)
市内計	-	-	55	23,412	707,453	255,542	41.6(29.8)
静岡市立中央図書館	5,343	S59.7	43.9	7,845	659,389	311,331	60(29)
静岡市立中央図書館麻機分館	593	H20.6	6.5	1,684	70,384	34,959	5(3)
静岡市立中央図書館美和分館	497	H21.9	6.5	1,661	57,785	39,985	5(5)
静岡市立御幸町図書館	2,074	H16.9	15.2	5,331	306,421	325,864	34(24)
静岡市立薬科図書館	764	H1.7	8.8	2,538	98,032	64,444	9(6)
静岡市立南部図書館	5,055	H4.7	20.5	7,670	689,489	284,919	31(21)
静岡市立西奈図書館	1,258	H8.4	18	4,219	297,111	130,970	11(9)
静岡市立長田図書館	1,371	H9.4	17.7	4,636	293,592	126,605	11(10)
静岡市立北部図書館	1,170	H15.4	12.1	3,292	215,980	99,269	9(9)
静岡市立清水中央図書館	4,880	H4.12	49.4	7,243	482,338	199,989	37(23)
静岡市立清水興津図書館	1,290	H16.6	11.4	3,824	145,325	72,590	10(9)
静岡市立蒲原図書館	1,161	H2.4	10.6	2,908	74,265	49,396	11(5)
市内計	-	-	220.6	52,851	3,390,111	1,740,321	233(153)
焼津市立焼津図書館	1,422	S60.6	25.8	12,895	400,884	140,650	20.9(11.5)
焼津市立大井川図書館	1,485	H4.11	13.6	3,837	147,075	64,857	13(6)
市内計	-	-	39.4	16,732	547,959	205,507	33.9(17.5)
藤枝市立駅南図書館	3,300	H21.2	32.8	10,740	506,333	343,456	29.4(16.4)
藤枝市立岡出山図書館	1,289	S54.5	14.9	5,303	238,994	82,952	18.7(7.1)
藤枝市立岡部図書館	517	H25.4	6	2,887	72,882	37,448	6.8(2.4)
市内計	-	-	53.7	18,930	818,209	463,856	54.9(25.9)
島田市立島田図書館	2,524	H24.9	29	6,309	323,018	105,669	31(10.4)
島田市立金谷図書館	1,339	H17.3	11	2,269	100,409	68,150	13.4(4.1)
島田市立川根図書館	428	H27.8	4.7	1,245	19,141	16,509	5.2(0)
市内計	-	-	44.7	9,823	442,568	190,328	49.6(14.5)
牧之原市立図書交流館	905	R3.4	7	4,506	79,806	97,086	9(4)

図書館名(正式名称)	延床面積(㎡)	現館開館年	蔵書冊数(万冊)	受入図書数(冊)	個人貸出冊数(冊)	入館者数(人)	職員数(うち司書)
牧之原市立文化の森図書館	636	R6.4	3.8	3,084	50,339	63,659	7(3)
市内計	-	-	10.8	7,590	130,145	160,745	16(7)
御前崎市立図書館	3,452	H5.7	27.2	7,783	246,053	108,337	19.3(11)
菊川市立小笠図書館	1,279	H14.1	13.6	3,411	122,220	82,776	11.2(7.5)
菊川市立図書館菊川文庫	1,759	S61.7	14.2	3,871	175,594	133,500	14.6(9.5)
市内計	-	-	27.8	7,282	297,814	216,276	25.8(17)
掛川市立中央図書館	4,611	H13.6	37	6,816	523,612	258,757	28(20.5)
掛川市立大須賀図書館	1,120	H3.7	9.6	2,507	62,984	36,895	5.8(4.8)
掛川市立大東図書館	3,651	H19.4	21.2	2,956	124,590	74,807	13.1(6.1)
市内計	-	-	67.8	12,279	711,186	370,459	46.9(31.4)
磐田市立中央図書館	3,559	H5.6	33.1	7,506	518,257	220,457	30(13)
磐田市立福田図書館	1,021	H14.7	11.4	2,520	156,653	78,186	8(5.5)
磐田市立竜洋図書館	967	H3.4	10.6	2,394	145,011	75,075	7.5(4.5)
磐田市立豊岡図書館	510	H22.2	4.3	1,395	40,571	27,325	5(4)
磐田市ひと・ほんの庭にこっと	2,712	H30.8	11.4	3,327	264,575	177,155	17(3)
市内計	-	-	70.8	17,142	1,125,067	578,198	67.5(30)
袋井市立袋井図書館	1,814	S63.7	22.3	7,632	354,135	162,812	25.7(13.1)
袋井市立浅羽図書館	1,070	H15.4	8.6	3,444	105,054	53,567	5.5(3.1)
市内計	-	-	30.9	11,076	459,189	216,379	31.2(16.2)
湖西市立中央図書館	2,474	H1.7	16.4	3,772	199,103	106,972	11(4.5)
湖西市立新居図書館	1,530	S59.8	10.4	2,057	94,439	69,678	8.8(6.8)
市内計	-	-	26.8	5,829	293,542	176,650	19.8(11.3)
浜松市立中央図書館	5,163	S56.4	35.1	10,672	767,175	301,613	62(33)
浜松市立城北図書館	6,535	H18.10	52	5,530	475,369	497,000	38(25)
浜松市立南図書館	982	H4.4	7.1	1,963	142,595	78,634	9(7)
浜松市立西図書館	1,314	S54.4	4.9	2,477	179,615	92,604	10(7)
浜松市立横志図書館	1,229	S55.4	7.5	2,508	223,435	102,077	10(7)
浜松市立東図書館	1,160	S57.4	7.9	2,614	195,133	105,476	7(5)
浜松市立北図書館	1,353	S58.4	9.6	3,215	235,654	111,202	13(9)
浜松市立南陽図書館	1,110	S59.4	5.1	1,826	113,945	60,328	7(7)
浜松市立可新図書館	1,349	H9.4	8	2,368	175,696	94,042	9(6)
浜松市立はまゆう図書館	2,259	H16.7	8.2	3,033	199,350	120,156	15(8)
浜松市立浜北図書館	4,069	H13.7	26.4	4,332	328,922	394,880	27(14)
浜松市立天竜図書館	600	S55.8	12.8	2,972	76,426	46,472	9(4)
浜松市立舞阪図書館	2,056	H2.8	6.8	2,230	53,663	39,386	9(7)
浜松市立雄踏図書館	1,546	H10.7	7	1,811	137,575	71,825	8(6)
浜松市立細江図書館	1,397	H2.9	12.8	2,631	124,246	81,347	11(9)
浜松市立引佐図書館	1,070	S62.4	7.5	1,277	53,371	30,405	11(7)
浜松市立三ヶ日図書館	1,820	H12.2	8.8	1,716	52,355	40,192	9(7)
浜松市立春野図書館	660	H4.8	4.2	1,280	6,711	7,075	5(1)
浜松市立佐久間図書館	329	H1.6	2.1	641	4,291	4,191	3(1)
浜松市立水窪図書館	158	H8.7	1.7	426	1,977	2,986	4(0)
浜松市立龍山図書館	75	H2.8	0.8	266	259	2,639	3(0)
浜松市立流通元町図書館	629	H23.1	4.5	1,817	147,868	73,197	8(6)
浜松市立都田図書館	1,098	H28.4	7.6	3,540	275,794	95,961	13(5)
市内計	-	-	248.4	61,145	3,971,425	2,453,688	300(181)
東伊豆町立図書館	1,507	H4.7	10.3	1,144	41,432	18,070	6(2)
河津町立文化の家	491	H15.4	4.5	1,136	25,090	-	5(2)
南伊豆町立図書館	362	H1.4	8.7	1,492	41,987	10,651	6.1(2.6)
松崎町立図書館	320	H9.5	3.3	789	22,905	12,378	4(0)
西伊豆町立図書館	226	H6.6	2.4	465	8,871	5,928	2.5(1)
函南町立図書館	2,162	H25.4	14.3	3,419	218,180	119,659	16(10)
清水町立図書館	1,245	R2.7	9.6	2,468	139,145	118,579	13(5.4)
長泉町民図書館	1,051	H3.10	13.6	5,052	243,894	232,517	10.1(5.4)
小山町立図書館	1,163	H4.4	11.2	1,544	44,008	23,135	3.5(1)
吉田町立図書館	2,955	H11.7	13.4	3,874	137,299	85,727	14.3(12.4)
森町立図書館	613	H7.4	8.6	3,098	84,873	29,637	5.4(1.3)
川根本町文化会館図書室	115	S61.11	2.4	1,493	6,571	2,310	6(0)

県内市町立図書館 近年の動向

1 御殿場市立図書館（ほんてらす）

特徴			
・「みんなが集えるリビングのような新図書館」がコンセプト。単なる読書スペースにとどまらず、人々が交流し、地域や歴史の魅力を再発見できる場所を目指しており、カフェや多目的会議室も備えている。 ・運営は指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が行う。			
開館年（予定）	令和8年7月	蔵書数（計画）	29.2万冊
延床面積	3,838 m ²		

2 袋井市立袋井図書館

特徴			
・2025年1月、「まちじゅう図書館」の運用を開始。市内の市立図書館と学校図書館のシステム連携等を行い、生徒は学校にしながら市立図書館の資料も利用できるようになるなど、静岡県内では初の取組を行う。 ・電子書籍の貸出、本のセルフ貸出などの各種サービスも開始。			
開館年	昭和63年7月	蔵書数	22.3万冊
延床面積	1,814 m ²		

3 牧之原市立図書交流館 いこっと

特徴			
・「人と本が出会う場」として開館。大型ホームセンターをリノベーションし、図書館と民間施設との境目がない施設構造になっている。 ・民間施設としてカフェや物販スペースがあるほか、館内に交流・談話エリアを備えるなど、にぎわい創出機能と図書館機能を併せ持つ施設となっている。			
開館年	令和3年4月	蔵書数	7万冊
延床面積	905 m ² （いこっと全体2,378 m ² ）		

4 静岡市立御幸町図書館

特徴			
・市街地中心部の複合商業施設「ペガサート」内、4階、5階部分にあり、ビジネス支援サービスと多言語サービスに力を入れている図書館。書架の約半分は同サービスの資料が占めている。 ・同ビル内6階、7階が産学交流センターになっており連携したサービスを行っているほか、それぞれの施設に相談に来た利用者をシームレスに紹介し合うなど、複合施設である強みを活かしている。			
開館年	平成16年9月	蔵書数	15.2万冊
延床面積	2,074 m ²		

全国の市町村及び市町村立図書館状況（設置率・貸出数・資料費）

番号	都道府県名	人口 (千人)	設置人口 (千人)	計	自治体数		各自治体の図書館設置率(%)			貸出数総計 (万冊)	人口当資料費 予算(千円)
					市区	町村	計	市区	町村		
1	北海道	5,094	4,804	179	35	144	60.3	97.1	51.4	812	180
2	青森	1,206	1,106	40	10	30	60	100	46.7	106	144
3	岩手	1,172	1,120	33	14	19	78.8	100	63.2	238	202
4	宮城	2,242	2,037	35	14	21	60	92.9	38.1	244	172
5	秋田	925	883	25	13	12	72	100	41.7	132	151
6	山形	1,028	959	35	13	22	68.6	100	50	235	195
7	福島	1,795	1,651	59	13	46	55.9	100	43.5	516	230
8	茨城	2,866	2,780	44	32	12	86.4	100	50	1,030	263
9	栃木	1,917	1,895	25	14	11	96	100	90.9	379	268
10	群馬	1,919	1,822	35	12	23	65.7	100	47.8	546	246
11	埼玉	7,379	7,322	63	40	23	93.7	100	82.6	2,586	182
12	千葉	6,310	6,158	54	37	17	75.9	97.3	29.4	1,104	184
13	東京	13,912	13,906	62	49	13	93.5	100	69.2	4,797	337
14	神奈川	9,209	9,161	33	19	14	87.9	100	71.4	1,363	108
15	新潟	2,138	2,096	30	20	10	80	100	40	742	183
16	富山	1,019	1,019	15	10	5	100	100	100	348	243
17	石川	1,109	1,109	19	11	8	100	100	100	228	257
18	福井	752	752	17	9	8	100	100	100	184	304
19	山梨	806	796	27	13	14	77.8	100	57.1	275	303
20	長野	2,028	1,961	77	19	58	74	100	65.5	740	304
21	岐阜	1,968	1,905	42	21	21	81	100	61.9	610	231
22	静岡	3,606	3,601	35	23	12	97.1	100	91.7	1,202	249
23	愛知	7,501	7,369	54	38	16	87	97.4	62.5	1,884	199
24	三重	1,758	1,693	29	14	15	79.3	100	60	417	410
25	滋賀	1,411	1,411	19	13	6	100	100	100	855	295
26	京都	2,488	2,462	26	15	11	80.8	100	54.5	415	176
27	大阪	8,776	8,739	43	33	10	90.7	100	60	2,429	171
28	兵庫	5,427	5,401	41	29	12	95.1	100	83.3	1,580	203
29	奈良	1,315	1,271	39	12	27	61.5	100	44.4	535	189
30	和歌山	913	853	30	9	21	60	100	42.9	250	201
31	鳥取	540	540	19	4	15	100	100	100	230	332
32	島根	651	639	19	8	11	89.5	100	81.8	238	195
33	岡山	1,851	1,850	27	15	12	96.3	100	91.7	522	243
34	広島	2,751	2,744	23	14	9	95.7	100	88.9	465	155
35	山口	1,310	1,307	19	13	6	94.7	100	83.3	524	280
36	徳島	710	660	24	8	16	79.2	100	68.8	247	227
37	香川	949	892	17	8	9	76.5	100	55.6	125	225
38	愛媛	1,312	1,274	20	11	9	80	100	55.6	468	245
39	高知	676	650	34	11	23	70.6	100	56.5	84	333
40	福岡	5,095	5,047	60	29	31	88.3	100	77.4	1,205	184
41	佐賀	801	769	20	10	10	85	100	70	328	267
42	長崎	1,290	1,269	21	13	8	90.5	100	75	209	267
43	熊本	1,728	1,614	45	14	31	55.6	100	35.5	301	215
44	大分	1,113	1,097	18	14	4	88.9	100	50	188	209
45	宮崎	1,059	1,039	26	9	17	80.8	100	70.6	149	166
46	鹿児島	1,576	1,454	43	19	24	69.8	94.7	50	246	151
47	沖縄	1,486	1,439	41	11	30	61	100	46.7	307	170
計		124,885	122,325	1741	815	926	77.9	99.4	59.1	32,618	217

集計対象は、市区町村立図書館（都道府県立、私立を除く）。

『日本の図書館 統計と名簿 2025版』より

全国の図書館統計（都道府県立図書館及び市区町村立図書館の総計）

番号	県名	職員		人口		蔵書数		資料受入数	
		総数 (人)	有資格者率 (%)	総数 (人)	職員1人当たり 人口(人)	総数 (冊)	人口100人 当たり数(冊)	総数 (冊)	人口100人 当たり数(冊)
1	北海道	375	47.2	5,094	13.6	19,999	392.6	536	10.52
2	青森	90	41.1	1,206	13.4	4,834	401	109	9.03
3	岩手	104	46.2	1,172	11.3	5,867	500.4	126	10.75
4	宮城	191	43.5	2,242	11.7	6,754	301.2	148	6.6
5	秋田	97	49.5	925	9.5	4,487	485.3	105	11.39
6	山形	78	32.1	1,028	13.2	4,389	427.1	114	11.11
7	福島	165	56.4	1,795	10.9	7,841	436.8	174	9.69
8	茨城	270	45.9	2,866	10.6	11,911	415.6	356	12.43
9	栃木	98	46.9	1,917	19.6	8,471	441.9	215	11.24
10	群馬	161	26.7	1,919	11.9	7,918	412.6	202	10.5
11	埼玉	636	53.3	7,379	11.6	25,340	343.4	610	8.26
12	千葉	555	54.6	6,310	11.4	20,687	327.8	521	8.26
13	東京	1,287	38.2	13,912	10.8	51,864	372.8	2,070	14.88
14	神奈川	558	62.4	9,209	16.5	17,957	195	500	5.43
15	新潟	161	57.8	2,138	13.3	8,262	386.5	198	9.24
16	富山	89	65.2	1,019	11.4	5,662	555.6	134	13.14
17	石川	137	51.8	1,109	8.1	6,367	574	162	14.64
18	福井	114	63.2	752	6.6	6,314	839.2	134	17.81
19	山梨	89	71.9	806	9.1	5,718	709.2	131	16.27
20	長野	146	50	2,028	13.9	11,561	570	294	14.48
21	岐阜	144	54.2	1,968	13.7	8,609	437.5	229	11.66
22	静岡	319	44.5	3,606	11.3	14,660	406.5	386	10.71
23	愛知	407	51.4	7,501	18.4	23,125	308.3	638	8.5
24	三重	81	42	1,758	21.7	6,827	388.4	155	8.84
25	滋賀	183	81.4	1,411	7.7	10,142	719	240	17.03
26	京都	307	75.9	2,488	8.1	7,737	310.9	212	8.53
27	大阪	573	79.4	8,776	15.3	26,444	301.3	773	8.81
28	兵庫	222	55.9	5,427	24.4	16,518	304.4	475	8.74
29	奈良	106	68.9	1,315	12.4	5,669	431	124	9.42
30	和歌山	52	69.2	913	17.6	4,024	440.7	112	12.26
31	鳥取	55	60	540	9.8	4,245	785.8	117	21.68
32	島根	45	51.1	651	14.5	3,880	596.4	79	12.22
33	岡山	148	81.1	1,851	12.5	9,246	499.5	247	13.37
34	広島	77	61	2,751	35.7	9,401	341.8	270	9.81
35	山口	106	53.8	1,310	12.4	6,877	524.9	215	16.44
36	徳島	46	67.4	710	15.4	4,185	589.5	86	12.12
37	香川	63	41.3	949	15.1	4,497	474.1	107	11.31
38	愛媛	56	60.7	1,312	23.4	5,484	417.9	141	10.71
39	高知	72	61.1	676	9.4	3,749	554.8	137	20.33
40	福岡	169	37.3	5,095	30.2	14,714	288.8	364	7.14
41	佐賀	74	35.1	801	10.8	4,151	518.2	115	14.33
42	長崎	86	50	1,290	15	6,629	513.9	173	13.41
43	熊本	91	41.8	1,728	19	6,529	377.8	177	10.25
44	大分	79	55.7	1,113	14.1	4,623	415.4	131	11.76
45	宮崎	61	31.1	1,059	17.4	4,522	427.1	92	8.7
46	鹿児島	84	40.5	1,576	18.8	6,084	385.9	137	8.66
47	沖縄	139	49.6	1,486	10.7	5,489	369.4	132	8.92
	計	9,246	53	124,885	13.5	470,264	376.6	12,905	10.33

『日本の図書館 統計と名簿 2025版』より

図書館における指定管理者制度の導入等の調査について 2023（報告）

2025 年 2 月 14 日

日本図書館協会図書館政策企画委員会

I 調査の概要

図書館における指定管理者制度の導入等について全国的な状況を把握するために標記の調査を実施した。2024 年 1 月 5 日付で都道府県立図書館に依頼文書と調査票をお送りし、2024 年 3 月 19 日までに 46 都道府県から回答をいただいた。

II 調査結果

（1）都道府県立図書館について

表 1 都道府県立図書館の検討状況について

検討結果	回答数	図書館名	指定管理者の性格等
2022 年度までに導入した	8	岩手県立図書館	民間企業 3
		岡山県立図書館	民間企業 1
		愛知県図書館	組合 1
		山梨県立図書館	民間企業 2
		大阪府立中央図書館	民間企業 2
		大阪府立中之島図書館	民間企業 2
		三重県立図書館	公社・財団等 1
		京都府立京都学・歴史館	民間企業 1
2023 年度に導入した	0		
検討の結果、導入しないとしている	38		
合計	46		

- ・ 1「施設管理のみ」、2「施設管理等」、3「図書館業務の一部」に導入
- ・ 「検討の結果、導入しないとしている」の回答数に「現時点で導入は考えていない」を含む。
- ・ 検討中、未検討等が 2 件

（2）市区町村立図書館について

- ・ 別表 1 は本調査の回答にこれまでの調査等で確認した情報を加えて作成した。
- ・ 2024 年度以降に導入を予定している自治体数については全体の数を公表するにとどめた。
- ・ 指定管理者制度を導入し、直営に変更した図書館を下に示した。これらの図書館は表 2～5 の集計には含まれていない。

県名	図書館名
岩手県	大槌町立図書館
茨城県	守谷中央図書館
栃木県	那須塩原市図書館（那須塩原市黒磯図書館より名称変更）
新潟県	南魚沼市図書館、十日町図書館、長岡市立互尊文庫
長野県	飯島町図書館
愛知県	新城図書館
兵庫県	稲美町立図書館
島根県	出雲市立大社図書館、出雲市立平田図書館、安来市立図書館、隠岐の島町図書館
徳島県	三好市井川図書館
香川県	善通寺市立図書館
高知県	佐川町立図書館

山口県	下関市立中央図書館
福岡県	小郡市立図書館
佐賀県	佐賀市立図書館東与賀館
熊本県	菊池市泗水図書館
鹿児島県	西之表市立図書館、いちき串木野市立図書館、いちき串木野市立図書館市来分館

表 2 市区町村立図書館（自治体数）

	特別区	政令市	市	町村	合計
2022 年度までに導入	17	10	197	63	287
2023 年度に導入（予定）	0	0	4	2	6
2024 年度以降に導入を予定	14				

表 3 市区町村立図書館（図書館数）

	特別区	政令市	市	町村	合計
2022 年度までに導入	138	64	402	70	674
2023 年度に導入（予定）	1	4	6	2	13

表 4 2022 年度までに導入した館の指定管理者の性格（図書館数）

	特別区	政令市	市	町村	合計
図書館数	138	64	402	70	674
指定管理者の性格	① 民間企業	131	51	333	554
	② NPO	0	2	24	38
	③ 公社財団	0	11	27	56
	④ その他	7	0	18	26

表 5 各年度における導入数（図書館数）

	特別区	政令市	市	町村	合計
～2005 年度	0	4	4	1	9
	0	16	24	10	50
	24	0	17	7	48
	6	4	37	5	52
	21	4	20	2	47
	21	4	26	10	61
	3	1	16	1	21
	3	4	20	5	32
	16	8	27	6	57
	2	7	23	5	37
	10	1	33	4	48
	4	2	50	2	58
	7	5	20	1	33
	1	1	19	5	26
	4	1	21	1	27
	8	0	14	2	24
	3	2	6	1	12
	5	0	25	2	32

導入年数の内訳は、2023 年度調査にもとづく。

昭和二十五年法律第百十八号

図書館法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 図書館令（昭和八年勅令第百七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第百七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。
- 4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。
- 5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。
- 6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。
- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

- 1 0 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。
- 1 1 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を発せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日
文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- （一） 基本的運営方針及び事業計画
- （二） 運営の状況に関する点検及び評価等
- （三） 広報活動及び情報公開
- （四） 開館日時等
- （五） 図書館協議会
- （六） 施設・設備

2 図書館資料

- （一） 図書館資料の収集等
- （二） 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- （一） 貸出サービス等
- （二） 情報サービス
- （三） 地域の課題に対応したサービス
- （四） 利用者に対応したサービス
- （五） 多様な学習機会の提供
- （六） ボランティア活動等の促進

4 職員

- （一） 職員の配置等
- （二） 職員の研修

二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

第三 私立図書館

一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

二 図書館資料

三 図書館サービス

四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の 2 の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るた

め必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

（二）図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

（一）貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実にも努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施にも努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施にも努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実にも努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談

会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること

- ウ 図書館資料の保存に関すること
- エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
- オ 図書館の職員の研修に関すること
- カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する

適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

- 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- 3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

新県立中央図書館基本構想

平成30年3月策定

令和2年8月改定

新県立中央図書館整備についての教育委員会としての基本的な考え方を「新県立中央図書館基本構想」として取りまとめる。

第1 県立中央図書館の現状と課題

これからの県立中央図書館のあり方を検討するにあたり、まずは、現在の県立中央図書館の現状と課題を整理する。

1 県立中央図書館の現状

県立中央図書館は、大正14年、静岡市中心部に開館した静岡県立葵文庫が始まりである。昭和31年、図書館法に基づき、静岡県立中央図書館葵文庫に名称を変更し、昭和44年、静岡県文化センター設置条例の制定により、現在の静岡県立中央図書館に名称を変更した。

以来、この地において、唯一の県立図書館として、市町村立図書館（室）との明確な役割分担のもと、専門書を中心とした資料収集及び提供や高度なレファレンスサービス等、県民に対して直接的な図書館サービスを行うとともに、市町村立図書館（室）の支援、県全域における読書推進など、静岡県内の図書館行政の中核として県内の図書館の振興を図ってきた。

今後、少子高齢化、環境問題、県民ニーズや地域課題の多様化等が一層進む中、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、社会教育行政の中核施設として、人づくりや地域の教育力・文化力の向上等に寄与することが求められている。

2 施設の現状と課題

現在の施設は、昭和44年に建設されてから、48年が経過している。老朽化が進み、空調設備や下水設備等の度重なる不調、館内の照度不足等問題点が多く、利用者から苦情や改善の要望が継続して寄せられている。また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者が安心して利用できる施設設備の整備に努めることが求められている中、館内に車椅子では移動できない場所があり、ユニバーサルデザインへの対応も十分ではない。さらに、駅から遠い立地、駐車場不足等も懸案事項となっている。

現在の県立中央図書館施設概要（平成 30. 2 現在）			
○ 構 造	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階		
○ 延 面 積	8,816.64 m ²		
○ 主な施設	閲覧室（1,522.56 m ² 188 席）		書庫（延 2,515.56 m ² ）
	子ども図書研究室（92.00 m ² ）		事務室（593.60 m ² ）
	電算室（96.00 m ² ）		
	展示室（延壁 90 m ² ）	講堂（276 人）	会議室（120 人）
	中集会室（50 人）	小集会室 A（30 人）	小集会室 B（20 人）
○ 駐 車 場	専用は 19 台（うち身障者用 2 台）		
	その他、県立美術館、県立大学等との併用駐車場有		

耐震性については、資料棟が平成 7 年度の診断で建替の必要がある「E ランク」と判定されたが、平成 13 年度に倒壊防止工事を行い、現在、利用者の安全は確保されている。しかし、応急補強（発災時に建物の倒壊を防ぎ、避難時間を確保できる程度）にとどまっており、未だ恒久的な対策が施されていない。今後、継続して使用するためには、長寿命化改修が必要である。

区分	耐震工事施工年度	工事の種類	補強後のランク
資料棟	平成13年度	倒壊防止対策	I b
インフォメーション棟	平成21・22年度	耐震補強	I b

I b：東海地震に対する耐震性能として、「耐震性能が良い建物。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される」ランク

（「静岡県が所有する公共建築物の耐震性能と今後の対応」静岡県危機管理部平成 27 年 5 月）

平成 29 年度には、資料棟閲覧室床にひび割れが認められ、床の詳細調査及び荷重軽減のため一時臨時休館した。詳細調査の結果、構造的な問題はなかったが、ひび割れの補修工事は行う必要があり、閲覧室は現在も使用できない状態にある。

立地については、最寄りの JR 草薙駅から 1.7 k m、静鉄県立美術館前駅から約 1 k m 離れた丘の上にある。徒歩での利用の場合は坂道を約 20 分かけて上り下りしなければならない。自動車でのアクセスも可能ではあるが、図書館専用の駐車場が十分ではないため、利用者にとっては利便性が低く、苦情の主な要因となっている。

3 利用の状況と課題

県立中央図書館では、資料の貸出だけでなく、講座の開催や祝日開館など来館者増加のための取組を続けてきた。しかしながら、県総合計画後期アクションプラン（平成 26～29 年度）の成果指標となっている県立中央図書館の入館者数の現状値（平成 28 年度）は、基準値である平成 24 年度の数値から減少しており、平成 28 年度においては平成 24 年度比約 5 % 減となった。ただし、個人貸出数については、祝日開館や市町立図書館等受取サービス、えほんのひろばの利用増加などの影響により、平成 28 年度においては同時期比約 1 % 増となった。

人口減少や本離れの影響によって、全国的に公共図書館の貸出数は減少している

が（平成 25 年度、26 年度における前年対比では、全国平均で約 3 %減）、県立中央図書館の入館者数の減少については、狭隘化・老朽化も影響を及ぼしていると考えられる。

市町立図書館支援の一つである協力貸出（市町立図書館等への貸出）、調査研究支援機能の一つであるレファレンスの件数についても減少傾向が見られる。

<参考> 入館者数

年度		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
本館	開館日数（日）	285	315	314	315	304	309
	入館者数（人）	196,766	213,733	207,948	206,038	193,242	202,672
	一日平均（人）	690	679	662	654	636	656
ひえろばんの	開館日数（日）	324	313	311	320	308	309
	入館者数（人）	19,976	15,998	18,467	12,520	14,240	14,867
	一日平均（人）	62	51	59	39	46	48
合 計（人）		216,742	229,731	226,415	218,558	207,482	217,539

<参考> 個人貸出資料数

（単位：冊または点）

年度		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
本館	図書	105,891	114,283	112,936	112,902	107,605	114,286
	雑誌	10,447	12,059	10,885	11,873	11,368	12,088
	視聴覚	6,616	7,500	6,659	5,712	5,054	5,982
	小計	122,954	133,842	130,480	130,487	124,027	132,356
えろばんの	図書	17,503	18,236	16,561	12,727	16,458	21,651
	雑誌	260	148	186	139	200	101
	視聴覚	55	41	83	33	117	135
	小計	17,818	18,425	16,830	12,899	16,775	21,887
合 計		140,772	152,267	147,310	143,386	140,802	154,243

<参考> レファレンス（調査相談）数

（単位：件）

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
書誌・文献・事実調査	4,600	5,212	5,334	6,419	5,525	5,230
（静岡県関係）	1,228	1,302	1,200	1,383	1,261	1,406
所蔵・所在調査	4,481	3,797	3,694	2,954	3,090	2,965
（静岡県関係）	892	773	812	708	616	521
合 計	9,081	9,009	9,028	9,373	8,615	8,195
（静岡県関係）	2,120	2,075	2,012	2,091	1,877	1,927

<参考> 協力貸出資料数

(単位:冊または点)

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
図 書	8,440	8,789	8,166	7,703	6,550	6,788
雑 誌	555	699	621	783	709	703
視 聴 覚	93	187	51	105	42	36
合 計	9,088	9,675	8,838	8,591	7,301	7,527

4 書庫の収蔵能力の現状と課題

収集方針に則り、資料の収集を行ってきた結果、収蔵施設の狭隘化も深刻な問題となっている。開館当初の収蔵規模は約50万冊であったが、その後の書庫不足に対応し館長室等を書庫に改修し、現在約84.5万冊と当初計画の1.7倍にまで増大させているが抜本的な対策が必要である。

年度	44 年度	～	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
収蔵能力 (冊)	500,000	～	800,000	→	→	845,000	→
蔵書数 (冊)	114,790	～	756,049	765,075	782,422	801,679	820,541

※歴史文化情報センター

歴史文化情報センターは、静岡県史編さん事業で収集した資料（原始古代～平成年代初頭）を保存、整理し、公開している。

設立当初は、文化課（現文化財保護課）が所管し、現在は県立中央図書館の組織の一部である。静岡市葵区追手町に所在している。

所蔵・保存している資料は、古文書などの原文書ではなく、静岡県史編さん調査の際に撮影した古文書写真を特殊な印画紙に紙焼きした資料や写真等であり、その数は16万件に及ぶ。それらを整理して「県史編さん収集資料検索システム」によって膨大な資料を簡単に検索できるようにしており、行政関係者を始め、静岡の歴史を研究する多くの専門家の間では静岡の歴史に関する専門的な情報が得られ、支援を受けることが可能な機関として知られている。

<参考> 利用状況

	入室者数 (人)	資料利用件数 (件)	資料掲載等許可 件数(件)	レファレンス 件数(件)	開館日数 (日)
平成 23 年度	426	329	43	390	244
平成 24 年度	443	312	78	415	244
平成 25 年度	391	257	103	379	244
平成 26 年度	539	254	68	371	244
平成 27 年度	428	249	82	370	243
平成 28 年度	394	284	57	286	243

第2 県立中央図書館の再整備にかかる検討の経緯

新県立中央図書館の在り方、構想、機能等については、教育委員会内において、過去にも検討を行っている。平成17年度、24年度の検討を基に、平成28年度には機能分化について検討を行ってきた。

1 平成17年度「新県立図書館構想内部検討まとめ」

平成17年度には、平成12年度の有識者による検討結果を受け、新しい図書館が担うべき役割と機能、これからの図書館ネットワークの在り方、資料・情報の収集保存方針、施設・設備の整備計画、立地構想、民間活力との協働等について検討した。その結果、具体的な提案として「新県立図書館基本構想内部検討まとめ」を作成した。

報告書では、急激に変化する社会において、県の総合計画や教育計画にある「未来を拓くため何かができる“意味ある人”づくり」を推進するため、県民の資料情報センターとしての新県立図書館構想が示された。

新しい県立中央図書館が目指すべき方向として、3つの基本的性格と4つのセンター機能について、報告されている。3つの基本的性格とは、「県民と世界を結ぶ図書館」「県民の知の創造を支援する図書館」「すべての県民に開かれた図書館」である。また、4つのセンター機能とは、「調査研究の支援センター」「県内図書館サービス推進センター」「静岡文化の交流・創造・発信センター」「『読書県しずおか』の推進センター」である。

施設・設備の整備計画としては、「快適な情報創造の拠点」「ユニバーサルデザインの理念を取り入れた図書館」「人々の交流する自由空間」がコンセプトとして示されている。立地については、「多くの県民が利用しやすいよう幹線駅近くに立地し、かつ駐車場も広くとれる」こと、「主要な文化施設、情報関連施設と隣接することにより、各施設のサービスの相乗効果が期待される文化・情報ゾーンを構成できる」ことが望ましいと報告されている。

2 平成24年度「県立図書館在り方検討会報告書」

平成23年7月14日には、「県立図書館在り方検討会」を設置した。平成17年度の「新県立図書館構想内部検討まとめ」を踏まえ、県立中央図書館の10年後の目指す役割や姿、望ましい施設、求められる組織像について議論を重ね、平成25年3月7日に報告書を教育委員会へ提出した。

ここでは、10年後の県立中央図書館が目指すべき姿として3つの柱が示された。「生涯学習社会実現のための図書館」「“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館」「市町立図書館を強力にバックアップする図書館」である。望ましい施設の在り方として、「老朽化への対応、バリアフリー対策」「開館日及びサービス形態等への配慮」「文化の丘にふさわしい知の拠点としての環境の確保」「書庫の狭隘化の解消、貴重書を確実に未来に引き継ぐ環境の整備」「地域資料のデジタル化」「省資源、省エネルギーへの積極的な取組」の6点が示された。

3 平成 28 年度県立中央図書館の機能分化の検討

平成 27 年度からは、社会教育課と県立中央図書館の職員によるワーキング・グループを組織し、これまで検討を進めてきた新たな時代における図書館の果たすべき役割を踏まえながら、現有施設の改築、隣接地への単独館整備等を検討した。

その一方で、県が東静岡駅南口の県有地に整備を計画している「文化力の拠点」施設へ機能の一部を移転する案も加わった。多くの県民が利用しやすい幹線駅近くに予定されているこの施設は、導入機能として検討されているふじのくに地域・大学コンソーシアムや隣接するグランシップ等と、文化・情報ゾーンを構成できる立地であり、平成 17 年度「新県立図書館構想内部検討まとめ」において望ましいとされた条件に適うため、県教育委員会としては、積極的に検討を進めた。

平成 28 年 10 月からは、県教育委員会に「県立中央図書館整備の検討に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、専門家や利用者の立場から、時代の動向や要請、県民の要望等を踏まえた新県立中央図書館の目指すべき姿、担うべき役割等を協議いただいた。その結果、「文化力の拠点」施設における図書館機能を実現すると同時に、谷田地区にある現有施設と「文化力の拠点」施設の両方の立地を活かして機能分化を図り、県立中央図書館の機能を強化する方向性が示された。

4 平成 29 年度県立中央図書館整備の検討

機能を分化して整備するという方針に基づき、現有施設の長寿命化改修の可能性等を検討するため、平成 29 年 4 月から 6 月にかけて専門家等による調査を実施したところ、補強は可能であるが、収蔵能力が大幅に減少し、狭隘化がさらに深刻となることが分かった。

また、資料棟閲覧室床にひび割れが認められ、利用者の安全を確保するため、安全対策を実施することとし、それに伴い当分の間臨時休館することとなった。

調査結果を受けて、教育委員会内で県立中央図書館の整備方針を検討してきたが、東静岡への全館移転が妥当ではないかとの方針を決定した上で文化・観光部とも調整を重ねた。

その後、県議会 9 月定例会で、知事答弁において東静岡への全館移転整備の方針が示された。

それを受け、平成 28 年度に検討した機能分化を前提とした基本構想案を全館移転を前提に検討しなおすため、平成 29 年 10 月に「新県立中央図書館整備の検討に関する有識者会議」（以下「新有識者会議」という。）を設置した。

また、「文化力の拠点」施設では、新県立中央図書館を核とした施設を先行整備することが決まり、プロジェクト・チームを中心に実現に向けた具体的な検討が始まった。図書館に関しては、教育委員会と文化・観光部からなるタスクフォースで施設のコンセプトや規模等について検討を進めている。

第3 新県立中央図書館の在り方

新県立中央図書館は、「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」(平成18年これからの図書館の在り方検討協力者会議)、図書館法(平成20年改正)、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示)等の趣旨を踏まえ、平成25年3月にとりまとめた「県立図書館在り方検討会報告書」が示す、「目指すべき姿、担うべき役割、望ましい施設」の内容とあわせ、東静岡駅南口県有地という立地的特徴や、今回の有識者会議で協議した内容を取り入れ、さらに、県民や時代のニーズに応えるため、望ましい新県立中央図書館の在り方を以下のとおりとする。

1 新県立中央図書館の目指すべき姿

図書館は、「地域の行政や住民の自立的な判断を支える情報提供施設」であり、「図書資料を提供して県民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の向上を図るために欠かせない重要な知的基盤」であり、ひいては「地域の文化や経済発展を支える施設」である。また、図書館は、専門的な司書の支援のもと、体系的な知識や情報が積極的に提供されることによって、利用者の課題解決や調査研究の過程で知的生産が行われ、そこで生まれた知識が図書館を基点として広く情報発信されていくという場でもある。

今後、新県立中央図書館は、ますます多様化していく県民のニーズに応えるため、時代の変化に適切に対応しつつ、県内図書館の中核として県内市町立図書館を支援し、住民一人一人の生涯学習を支える、自立を支援する、地域づくりに貢献する、静岡の発展に寄与する等、知のインフラ(社会資本)としての役割を継続する。

さらに、未来につながる図書館として、紙の書籍にとらわれず、電子メディアや映像、実物等の展示、さらには人の持つ知恵や経験といった多様な情報資源を”知の財産”として共有できる場、駅前の立地を生かしてより多くの県民に親しまれ、様々な人々が集い、出会い、交流し、居心地よく過ごすことのできる場となることにより、生涯を通じた学習活動、知的生産活動が行われ、静岡の新たな文化を創造・発信する(礎となる)新しいタイプの図書館として生まれ変わる。

これらを実現すべく、次の4つを目指すべき姿として掲げる。

①「県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館」

②「“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館」

③「県内市町立図書館等を強力に支援する図書館」

④「県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館」

2 新県立中央図書館の役割と機能

新県立中央図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示)に基づき、高い専門性を有する職員と充実した蔵書を基盤としつつ、

本県の文化や歴史に関わる資料を広範囲に収集、整理、保存、提供するとともに、市町立図書館等への支援や協働を通して県全体の図書館サービスの向上に努める。

一方、県立中央図書館は、これまで前述の平成 24 年度「県立図書館在り方検討会報告書」で掲げる 3 つの姿を目指し、新たな取組を展開してきたが、依然、多様な機能が県民に十分理解・利用されていないという状況がある。そのため、老朽化した施設の整備や組織改編等の抜本的な対策を講じ、その機能を余すことなく発揮して県民の理解・利用の促進を図るとともに、身体的、距離的、時間的など様々な理由によりこれまで県立中央図書館を利用してこなかった人々にもサービスが届くようにする。

また、時代の変化に対応した新しいタイプの図書館となるため、書籍に限らない多様な媒体から知識・情報を入手でき、体験を通じた学びを提供する機能や、利用者の共同学習により知的交流を活発にする機能など、読書に留まらない生涯学習の新しい形を実践する図書館としての機能を持たせる。

(1) 県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館

新県立中央図書館は、これまで積み重ねてきた知の財産を活かした専門的なサービスを実施することにより、県民の生涯学習と読書活動を支援する。

住んでいる地域や障害の有無、年齢、国籍等に関わらず、あらゆる県民が豊富な資料を自由に閲覧したり、専門性の高い職員の支援を受けて学びを深めたりできる生涯学習・読書活動の拠点として、県民の多様なニーズに合わせた質の高い先進的な図書館サービスに積極的に取り組む。

また、駅前という地の利を生かし、情報発信や交流を活性化するための整備やサービスを新たに行い、県域全体に生涯学習の推進と読書活動を展開する拠点としての役割を果たす。

ア 県民の生涯学習支援機能

多様化、情報化の進む変化の激しい社会において県民の学習意欲に応え「有徳の人」を育むため、図書館のすべてのサービスの根幹を支える資料や情報の収集体制を強化するとともに、あらゆる知が集積する場として県民が県立図書館ならではの豊富な資料に直接触れることができるようにする。

また、県民の生涯学習の拠点としての機能を強化するため、講座や展示、イベントなど多種多様な学習機会の提供に努める。学習機会の提供に当たっては、県内の生涯学習施設や文化施設、教育・研究機関等と連携したり、情報通信技術を活用したりして、県域全体にサービスを提供できるよう、積極的に拡充を図る。

さらに、学習の成果を活用できる場として、世代を超えた人々が集い、交わり、学びあう場を設けることにより、学びが循環する生涯学習社会の実現を目指す。

① 資料・情報の収集体制の整備

資料・情報の収集、整理、保存、提供は、図書館の基幹機能であり、この

充実が図書館のすべてのサービス向上の基盤となる。そのため、十分な資料を確保し、安定的なサービスに努める。

新県立中央図書館は、市町立図書館や大学・専門図書館との役割分担に基づき、県民の興味関心と調査研究の役に立つ専門的で資料価値の高い資料・情報を中核とする蔵書構築を推進し、豊富な蔵書やデータベースを豊富にすることで、様々な世代の多様な情報ニーズに応える。

電子書籍については、現在の資料収集基準に合うコンテンツが十分ではないため、今後、状況を注視しながら適切な時期に導入を検討する。

② ライフステージに応じた学びの支援

生涯学習の基盤をつくるためには、子どもの頃から図書館に親しみ自ら調べて学ぶ方法を身に付けることが大切である。そのため、子どもの調べ学習や図書館見学、職場体験の受入れを行うとともに、同様の支援を行っている市町立図書館や学校図書館に対して、支援方法の研修会などを行う。

また、学生が、公共図書館を使って学びを深めたり、広げたりできるよう、情報通信技術の活用やラーニング・コモンズの設置など環境を整備する。

さらに、昨今増えている社会人の学びなおし等への支援も併せて行い、ライフステージに応じて学びが継続するような支援を充実させる。

③ 利用者の多様性に応じた学びの支援

多様な県民の利用を促進するため、児童・青少年に対するサービス、乳幼児とその保護者に対するサービス、高齢者に対するサービス、障害者に対するサービス、外国人等に対するサービス、図書館への来館が困難な人に対するサービス等、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の定める利用者に対応したサービスの実施と充実に努め、市町立図書館のモデルとなる。

さらに、資料を活用して調べるだけでなく、様々な属性を持つ人が交流し、学び合う、特に世代や国境を越えて多様な文化や価値観を持つ若者や留学生が集い、学び、にぎわいを生み出す場となるよう、県の行政機関や「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」などの機関と連携し、テーマ展示を行ったり、学び合いの場を設けたりするなどして、図書館を利用する県民、「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の講座受講生等の学習ニーズに応え、県民が「ここに行けば『知』、『文化』、『人』との新たな出会いがある」と感じる、人と人、活動と活動をつなぐ学習会やイベントの開催など、活動が広がる学びも提案する。

④ ネット時代の学びへの対応

『平成 29 年版情報通信白書』によれば、我が国におけるスマートフォンの個人保有率は 50%を超え、利用時間も増加している。雑誌だけでなく図書でも電子媒体の情報流通環境が整いつつあり、行政資料などでは、そもそも紙媒体が発行されないものがある。一方、情報の収集においては、先進的ユーザは SNS と検索サイトを使い分ける等、活用方法も進歩している。

情報の流通、収集、利用がインターネット上で行われる時代の学びに対応するため、書架と閲覧席を中心とした従来型の図書館空間に加えて、情報機器や什器を豊富に備え、電子と紙の両媒体の情報源を自由に使った多様な学びを行えるラーニング・コモンズやセミナールームなどの学習スペースを整備し、情報格差の解消や情報活用能力の向上を図る各種の取組を検討する。

イ 資料・情報の提供機能

これまでに蓄積してきた資料・情報だけでなく、インターネット上の有益な情報も十分に活用しながら、県民の多様な情報ニーズに応える。

さらに、図書館に直接寄せられる顕在的な情報ニーズだけでなく、県民や地域が抱える潜在的な情報ニーズに対しても、資料や情報に容易にアクセスできる環境をつくる。

それと同時に、県内の生涯学習施設や文化施設、研究機関等へも積極的に図書館の持つ有益な情報を提供し、県域全体のサービスとして情報・知識の提供サービスの強化を図る。

① レファレンスサービス

新県立中央図書館では、高い専門性を有する職員を配置し、情報通信技術を活用して、レファレンスサービスの実施体制を強化し、県民の情報ニーズに的確かつ迅速に応える。

市町立図書館との役割分担に基づき、市町立図書館では対応が難しい専門的課題に対応したレファレンスサービスを実施するとともに、県内のどこに住んでいても気軽に利用できるように、県域サービスの拡充に努める。

また、市町立図書館等の蔵書の範囲では対応が難しい高度なレファレンスを支援、または引き継いで調査対応し、県内図書館ネットワークを活かした県域サービスを実施する。

② 課題解決支援サービス

健康・医療、法律・司法手続、ビジネス等、県民の仕事や暮らしにおける課題をはじめ、本県の主要産業である農林水産業や工業、観光業、また今後発展が期待される6次産業化の動き、さらには巨大地震や津波に対する防災・減災等、地域の課題に対応したサービスの実施に努める。

サービスの実施に当たっては、県民の暮らしや地域について多面的な観点から資料や情報を分類したり、資料と資料を組み合わせたりすることによって新たな価値を付加し、県内関係機関とも連携し、県民や地域が抱える課題の解決を支援する。

さらに、関係機関や団体等との連携によって講座や相談会等を開催するなど、県民が課題を発見し、その認識を深めたり、新たな活動につながったりする場として発信する。こうした連携から得た知識などを選書等に活かし、新県立中央図書館の課題解決支援の幅を広げていく。

③ 団体・機関への情報支援サービス

高い専門性を有する職員と充実した蔵書を活かすと同時に、県内大学図書館や国立国会図書館等との連携・協力を推進することによって、県内の類縁機関や大学・学校などの教育機関、病院・診療所などの医療機関、各種研究機関等の専門的な情報ニーズに応える。こういった多様な公共機関や団体等への情報支援サービスは、県民の生涯学習や読書活動、県の教育力向上や産業の発展にも寄与することができる。

特に、本県の政策立案等に関わる県議会議員や県職員に対して、積極的に必要な情報を発信するとともに、人的な連携にも努めてその情報ニーズに応え、県政の発展と県民生活の安定・向上に寄与する。

ウ 県民の読書活動推進機能

「読書県しずおか」づくりを推進している本県において、新県立中央図書館は、資料・情報の提供や案内、県民を読書へ誘う講座やイベントの開催等を通じて県民の読書活動を啓発、支援する。

県民の多様な読書ニーズに迅速かつ的確に応えるため、県内の図書館ネットワークの一層の強化を図ると同時に、県外の図書館と積極的に連携する。

子どもの読書活動の推進には、県立中央図書館の「子ども図書研究室」と市町立図書館だけでなく、地域や学校等が相互に連携し、県域全体で強力に推進する。

① 直接的な読書活動支援

読書活動の推進にかかる新県立中央図書館ならではの企画展や講座、イベント等を行い、広く県民が読書に親しむ機会を創出する。

また、新着資料や特定のテーマに関する資料、施設内の他機関やグランシップ等で開催される講座やイベントと連携した資料等の展示を日常的に実施する、図書館の内外で資料を紹介する、県民同士で本を薦め合える仕組みを提供するなどして、県民が本を手に取り、興味関心を広げるきっかけづくりに努める。

さらに、県民個人だけでなく、読書活動を行っている県内の団体等に対しても、市町立図書館と役割分担しながら、資料・情報の提供等の支援を行う。

② 県域全体の読書活動推進のための環境整備

県民の多様な読書ニーズに応えるには、県立図書館にしても市町立図書館にしても、個々の図書館の蔵書だけでは不十分であり、図書館ネットワークに基づく相互貸借を活用することが必要不可欠である。

新県立中央図書館は、県内外の図書館等の資料や情報を一括検索できる静岡県横断検索システム「おうだんくんサーチ」の機能向上を図るとともに、新県立中央図書館から市町立図書館への協力貸出や市町立図書館間の相互貸借を支える資料搬送網の充実に努める。

さらに、県内の大学図書館や県外の図書館等と連携して図書館ネットワー

クの拡充を図り、県域全体の読書活動を推進する基盤を整備する。

③ 子どもの読書活動の推進

子どもの読書については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）に基づき策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年）、静岡県の子どもの読書活動推進計画において、図書館には、資料、施設等の整備・充実のほか、読書活動に関する情報提供、図書館相互や関係機関との連携・協力、学校図書館との連携・協力、ボランティア活動の促進などの取組が求められている。

そのため、新県立中央図書館は、「子ども図書研究室」を中核として市町立図書館、学校図書館、子どもの読書活動に関わる団体等を支援する。同時に、職員が支援に必要な専門性を高め、関係各機関・団体等と十分な連携がとれるよう、組織体制の整備も行う。

(2) “ふじのくに” のことなら何でもわかる図書館

新県立中央図書館は、静岡県に関する資料・情報を網羅的に収集し、県内外からの本県についてのあらゆる資料・情報のニーズに応える「ふじのくに」情報のインフラとしての役割を果たし、「“ふじのくに” のことなら何でもわかる図書館」を目指す。

その役割を十分に発揮するため、県内外の機関が保有する本県に関する資料・情報についても、情報の網羅的な収集や展示等に努める。

また、職員が専門性を活かして収集した資料・情報に新たな価値を付加し、特集やテーマ展示、各種のイベントを行って、本県の魅力を積極的に発信する。

これらの取組を通じ、より多くの県民が本県の文化や歴史、産業、自然等に関心を持つきっかけをつくるとともに、郷土愛を育み、多様な人々の文化を理解しあいながら、感性を磨き、自己実現に向けて自らを高める場を目指す。

ア 「ふじのくに」文化の継承機能

県立中央図書館は、これまでも静岡県に関する資料や静岡県にゆかりのある人々による著作を積極的に収集してきたが、新県立中央図書館では、状況の変化に合わせて収集に関する規程を柔軟に見直し、資料・情報の媒体や表現形式、形態等にとらわれることなく、地域資料・情報を網羅的に収集する。

収集した資料・情報は体系的に整理し、本県の共有財産として適切な環境で保存し、後世に引き継ぐ。

さらに、著作権等の問題を処理した資料・情報については、紙媒体のものはデジタル化を行った上で、県立中央図書館のデジタルアーカイブ「ふじのくにアーカイブ」に登録して利活用を図る。

① 地域資料・情報の網羅的な収集

静岡県ならではの自然、文化、産業等に関する資料について、図書・雑誌だけでなくパンフレットや視聴覚資料など、幅広い地域資料を収集する。

新県立中央図書館ではこれまで積極的に収集してこなかったインターネット上の情報、個人や団体が所有する古文書や古写真などの歴史的資料等、収集範囲を拡充し、地域資料・情報の網羅的な収集に努める。

また、県民の知る権利・知る機会を保障するため、情報公開法や公文書管理法等の趣旨を踏まえ、新県立中央図書館から公文書等へのアクセスができる方法などを検討する。

② 資料のデジタル化による利活用の促進

収集した地域資料・情報、貴重書等のデジタルアーカイブでの公開を推進し、直接来館するのが難しい県民もインターネット経由で利用できるように「ふじのくにアーカイブ」を充実させ、積極的な情報発信と利活用の促進に努める。

また、県や市町が進めているオープンデータを、図書などアナログ形式の所蔵資料や「ふじのくにアーカイブ」のデジタルデータなどと統合的に検索できるようにするなど、図書館の強みを活かしたデータベースや検索システムを構築・運用し、ICT社会における地域の学びをさらに充実させる。

さらに、学習指導要領が改訂され、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成など、主体的・対話的で深い学びの実現が求められる中、今後、「ふじのくにアーカイブ」は、学校等での活用も期待される。デジタル化や学校での指導等にも対応できる職員を配置するとともに、教員へ活用の働きかけを行うなど学校教育と社会教育の連携を進め、「社会に開かれた教育課程」の充実を図る。

③ 歴史的に価値の高い資料の保存・公開

全国的に見ても貴重で静岡県だけでなく日本の歴史研究に貢献できるような「葵文庫」「久能文庫」などの稀覯書を、適切な環境の中で後世に確実に引き継ぐため、組織的、計画的に保存する。さらに、展示施設を設け、テーマ展示などを開催し、県民に広く公開する。

④ 静岡県史編さん収集資料の保存・整理・公開

静岡県史編さん事業で収集した資料を保存、整理し、公開することによって、資料を県民共通の財産として後世に伝え、今後の静岡県の発展と文化の向上に資し、あわせて県内の歴史に関する問い合わせにも対応する。

イ 「ふじのくに」文化の発信機能

職員の高い専門性を活かし、国内外から評価される世界水準の文化・芸術や地域産業、豊富な食材に裏打ちされた「食文化」をはじめとする衣食住の生活文化など、静岡県に関するあらゆる資料・情報ニーズに応え、調査研究を支援するとともに、調査研究の成果などを広く県民に伝える講演会や展示会等を開催する。

また、収集した資料・情報を書架に並べて置くだけでなく、様々な切り口で

職員が新たな価値を付加し、資料・情報の案内や展示を日常的に行う。

さらに、静岡県に関する文化資源や産業技術などを保有する県内外の各種機関と連携し、データベースを構築したり、展示会等の連携イベントを実施したりするなど、魅力ある多様な文化や人々が交わり、互いに理解することで新たな価値や活動が生まれる場を目指す。

① 地域資料・情報を核としたイベントの実施

地域資料・情報に関する著作者、研究者、伝承者等による講演会や発表会、展示会等を積極的に開催する。

また、地域資料・情報を活用した学習会を実施し、地域社会、地域文化に対する県民の理解の深化に貢献するとともに、情報通信技術を使ってインターネット上にその学習の成果を広く公開する。

② M L A (Museum:美術館、Library:図書館、Archives:文書館) 連携

県立中央図書館は、谷田の丘陵地帯及び周辺地域の7つの教育文化機関からなる自主協働プログラム「ムセイオン静岡」の一機関として設立当初から様々な活動に携わっている。今後もそれぞれの収蔵品や企画展に合わせた本の紹介や展示、セミナー等を連携して開催するなど、文化・芸術に触れたり、学んだりする場を提供するとともに、情報を発信することによって、有機的に連携・協力し、日常的、継続的に県民のためにできることを検討していく。

また、地域資料や県立美術館・ふじのくに地球環境史ミュージアムの収蔵品など、県内の文化資源をデジタル化し、一元的に管理するデータベースを構築し、インターネット上に公開することにより、県民の学びを支援したり、県内外の人に静岡の文化を継承・発展させたりしていく。

③ 静岡県の地域産業等への理解促進

静岡県に関する資料に限らず、県産材や県産品の利用やコーナーを積極的に取り入れ、新県立中央図書館を利用することが静岡県の地域産業等への理解促進につながるような仕掛けづくりを行う。

併せて関連する資料を紹介するなど、図書館らしい方法で静岡県へのさらなる理解や学びに誘うとともに、ホームページや市町立図書館等を通じて県内全域に積極的に発信する。

(3) 県内市町立図書館等を強力に支援する図書館

県民の生涯学習や読書活動を支える第一次的な役割は身近な市町立図書館が担うことから、新県立中央図書館の最も重要な役割は、市町立図書館等を支えることである。人的・物的な支援を通じて市町立図書館等の振興を図り、県内全域において県民が図書館を利用しやすい環境を整える。

また、県内大学や各種調査研究機関等、多様な県内の類縁機関との連携や支援も県立図書館ならではの役割である。

さらに、新県立中央図書館が県内図書館を支援するだけでなく、県内の図書館

から積極的に情報を集め、それらを集約して図書館ならではの視点で、資料等と組み合わせることにより県内外に発信するなど、日頃から県内図書館と双方向で支え合い、県内の図書館振興を図る。

ア 県内図書館ネットワークを支える中核的図書館機能

県立図書館は、県内の図書館ネットワークを構築し、情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めることが求められている。

新県立中央図書館は、本県の中核的図書館として、情報流通・資料搬送の更なる円滑化を図るとともに、市町立図書館だけでなく大学図書館や専門図書館、学校図書館等とも積極的に連携して県内図書館ネットワークを拡充し、県域全体の図書館サービスを振興する。

さらに、他の都道府県立図書館をはじめとする県外の図書館等とも連携し、それらの図書館等と県内図書館ネットワークを情報・資料の両面でつなぐハブとなる。

① 図書館間の情報ネットワーク化の推進

各図書館におけるシステム更新等の機会に、静岡県横断検索システム「おうだんくんサーチ」への参加を働きかけるとともに、図書・雑誌等の図書館資料の情報だけでなく、デジタルデータも検索対象に加えるなどの機能向上を図り、図書館間の情報ネットワーク化をさらに推進する。

また、市町立図書館の支援の対象になりにくい県立学校や私立学校などの、学校図書館とも、情報ネットワークの構築を図る。

さらに、情報化の進む社会において、図書館やメディアを取り巻く環境の変化に県内の図書館が協力して対応できるように、図書館の運営やサービスに関する動向やノウハウ等の情報についても共有できる仕組みを整備する。

② 資料搬送網の整備

新県立中央図書館の協力貸出資料とともに、県内図書館間の相互貸借資料の搬送を迅速かつ確実に行うため、新県立中央図書館を搬送の拠点として機能させる。

また、今後の需要増加に対応するため、より効率的な搬送方法や搬送網を整備する。

イ 市町立図書館の運営支援機能

新県立中央図書館は、研修や資料保存など、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に定める域内の図書館への支援に関する事項の着実な実施に努め、市町立図書館の運営を幅広く支援する。

支援の実施に当たっては、お互いの顔が見える良好な関係を土台として、県内の図書館の要望を無視した一方的な支援とならないよう、県内の図書館との対話に基づきつつ、県域全体の図書館サービスの振興のために総合的に検討す

る。

① 市町立図書館職員の資質向上のための研修の充実

市町立図書館及び関係機関と連携・協力して、経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施する。また、職員の資質・能力の向上を図るため、新県立中央図書館と市町立図書館及び大学・学校図書館間の研修交流に努める。

② 運営相談への対応及び情報交換

県内市町立図書館を支援するために新県立中央図書館の職員が協力車で市町立図書館等を巡回することによって、運営相談への対応や情報交換を行う。図書館未設置町へは、訪問を継続し、未設置町の解消を図る。

③ 資料の蓄積・保存

貴重書や地域資料をはじめ、収集した資料は原則として永年保存し、本県の文化の発展や地域の振興に寄与する。

また、県民からのあらゆる資料要求に応え、市町立図書館を支援する資料情報センターとして、デポジットライブラリーの役割を担い、県内で保存する価値のある県民の文化的資産を後世に継承するために県内図書館から集め、利用に供する。

これらの状況を踏まえた上で今後継続的に増加する資料を、長期的、安定的に保存できる高い収容能力を備える。

ウ その他の機関等への支援機能

県内の市町立図書館以外の各種の図書館、関係機関に対しても支援策の充実を図る。これによって、各種の図書館や関係機関の機能が強化されるだけでなく、新県立中央図書館にとっても、その役割やサービスの周知につなげることができる。

支援の実施に当たっては、同様の支援を実施している市町立図書館等との役割分担に留意し、効果的な支援となるよう努める。

① 県内公共機関等への支援

新県立中央図書館の有する専門的な資料や職員による支援は、県内の類縁機関や大学・学校などの教育機関、病院・診療所などの医療機関、各種研究機関等にとっても有効である。それと同時に、新県立中央図書館にも、より専門的な知識や情報などが蓄積され、選書や県民サービスに活かされるといふ発展的で継続的な支え合いも期待できる。

特に、本県の政策立案等に関わる県議会議員や県職員に対して、積極的に必要な情報を発信するとともに、人的な連携にも努めてその情報ニーズに応え、県政の発展と県民生活の安定・向上に寄与する。

② 学校図書館への支援

読書センター、学習・情報センターとしての機能を有する学校図書館は、公共図書館と連携することで、読書の幅が広がる、調べ学習が充実するなど、子どもたちの豊かな感性、学習における主体性、課題解決能力などをより効果的に育むことができる。学習指導要領が改訂され、学校図書館の一層の活用が求められている中、積極的に学校図書館の支援を行う。

市町立学校の学校図書館は、該当市町立図書館が連携・支援しているが、教育課程に学校図書館の活用が組み込まれ、その役割が大きくなる中、市町立図書館だけでその支援を行うことは難しくなっている。高校や特別支援学校でも、図書館の専門的な支援が必要となることが多い。

新県立中央図書館が、専門性の高い職員による選書や活用に関する相談やレファレンスへの対応、司書教諭や学校司書、読み聞かせボランティアなど学校図書館に関わる人の研修、子ども図書研究室の豊富な資料と県内ネットワークを活かした物的な支援を行うことで、「読書県しずおか」や生涯学習の基盤づくりをさらに強力に推進する。

(4) 県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館

図書館では、幅広い分野の蔵書が揃い、かつ専門的な司書の支援により体系的な知識や情報が積極的に提供されるため、利用者の課題解決や調査研究の過程で知的生産が行われ、そこで生まれた知識が図書館を基点として広く発信・共有される。そのため、興味・関心、世代や居住地など様々な属性をもつ多くの人々が図書館を利用する。

さらに、東静岡駅南口県有地に新築移転することにより、立地や周辺機能との連携を活かして今まで以上に多様な機関や団体と連携・協働し、県民の新たな出会いや交わりを育む機能を強化することが可能となる。出会いや交流を意図的に仕掛ける場となることで相乗効果を生み出し、来るたびに新たな人や学び、活動との出会いが期待できる多くの県民を惹きつける場、県民の学びや静岡の人づくりを支え、静岡の新しい文化の創造に寄与する場となることを目指す。

ア 人と人が出会い、交流する機能

資料・情報を活用した講座や展示、イベントなど多様な学習機会を提供し、同じ関心をもった人が出会い、学びあう場となるよう講座内容などソフトの充実を図る。さらに、ラーニング・コモンズや多目的ホール、ゆるやかにつながるカフェの併設など周囲の活動が自然と感じられるよう施設整備を工夫することにより、これまで関心のなかったことに触れたり、新たな人や活動に出会ったりする場となるようハードの充実を図る。

また、他の機関が乗り入れやすく、ゆるやかにつながりながら互いの機能を強化することができるという図書館の特性に加え、東静岡駅前という立地のよさを生かし、研究機関、行政機関、民間、市民団体など多様な機関・団体に働きかけ、新県立中央図書館で個性溢れる多彩な講座や展示、イベントを開催する。

さらに、多様な機関や主催団体が講座や展示、イベントを共催したり、日常的に図書館の資料・情報や専門性の高い司書の力を活用したりして、参加者の幅を広げ、新たな交流を図ったりできるように、情報と活動をつなぐ役割を果たす。このような協働により、ラーニング・コモンズや多目的ホール等での交流や学び合いが一層活性化され、人々が集い交わり、静岡ならではの新しい文化が生まれる場となることを目指す。

新県立中央図書館としては、このような取組を新たな図書館のモデルとして県内に発信し、県内全域における図書館振興と地域の活性化を図る。また、情報機器や情報技術を積極的に導入するなどして県内図書館ネットワークの機能を拡大し、地元の図書館を使っている県民同士が、新県立中央図書館に来館することなく出会いや交流を育めるような実験的な取組を模索する。

イ 本との出会いを創出する機能

県立図書館ならではの専門的で幅広いジャンルの蔵書を、今まで以上により身近に利用できるような施設整備や新たなサービスの提供を行い、県民と本との新たな出会いを創出する。

施設面においては、ゆったりとした閲覧室に様々なタイプの閲覧席を数多く設置し、多様なニーズをもつ県民が落ち着いて読書や調査等できるようにする。さらに、利用者が自由に入ることができる書庫を設置し、本の森に分け入って、背表紙を見ながら豊富な蔵書を探すという新たな本との出会い体験を演出する。閲覧室にはラーニング・コモンズ、書庫にもキャレルを設置するなど、豊富な資料を書斎のように使って存分に調査や仕事ができる環境も整備する。また、バックヤードツアーで図書館の裏側を体験したりするなど、県立図書館ならではの豊富な資料に県民が直接出会うことができる環境整備を検討する。

サービス面においては、職員が専門性を活かして収集した資料・情報に新たな価値を付加して本を紹介するコーナーを設置する、大学コンソーシアムの講座や企画展示に併せて本を紹介するなど、県民が何度来ても新たな本に出会えるような機会を提供する。

ウ 文化の創造・発信機能

より多くの県民や機関等に継続的に利用されるためには、新たなモデルとしての図書館のよさ等を広く発信することが効果的である。

図書館の蔵書と職員の専門性を活かして収集した資料・情報に新たな価値を付加し、特集やテーマ展示等を行うだけでなく、豊富な地域資料や県域に広がる図書館ネットワークを活かして県内の情報を収集し、本県の魅力や県民が関心をもつ情報を積極的に発信するなど、日常的に本県の文化を県内外に効果的に発信する。

また、館の周囲にもデジタルサイネージを設置して新刊やおすすめ本を紹介するなど、駅利用者やグランシップ利用者、研修参加者等を図書館に呼び込むための工夫や仕掛けを凝らす。

さらに、新県立中央図書館が何度来ても新しいことや人に出会えること、ラーニング・コモンズ等、多様な人々が集い交わる場があること、交流や協働を通じて静岡ならではの新しい文化が生まれる場であることを広く発信し、県民と共に成長する図書館をアピールする。また、このような出会い交わり、新しい文化を育む図書館の取組を広く県内市町にモデルとして発信する。

1 検討の前提

- ①新県立中央図書館を東静岡地区に整備する
- ②静岡市と進めてきた「まちづくりの方向性」を尊重する
- ③厳しい財政状況を踏まえ、県の財政負担を軽減する

2 図書館機能の見直し

（１）基本的な考え方

- ・社会情勢の大きな変化を踏まえ、図書館機能を見直し
- ・基本的なコンセプトは踏まえつつ、「経済性」や「機能性」を重視し、サービス水準と費用対効果に優れた施設を目指す

（２）見直しの方向性

ア デジタル技術の活用

- ・県民が、住んでいる場所や時間を問わず、利用できる環境を目指す
- ・利便性が高く、効率的に運営される図書館を実現

イ 市町立図書館との役割分担

- ・県立図書館の役割は「市町立図書館の補完・支援」を基本
- ・市町立図書館の機能と重複しないように見直し
- ・蔵書を相互に利活用する「図書館ネットワーク」を強化

ウ 収蔵能力

- ・今後30年間で見込まれる150万冊程度を上限に見直し

エ 蔵書の保管方法

- ・書庫の分散化を含め、最適な手法を選択

オ 新たな交流と価値の創出

- ・東静岡地区全体の機能を最適化する観点から機能を見直し

3 最適な事業手法・東静岡地区のまちづくり

（１）基本的な考え方

- ・静岡市とのまちづくりの一体性を重視
- ・民間活力の最大限の導入を軸として、県の財政負担の軽減を目指す
- ・県有地の一体的な活用（2.43ヘクタール）を基本

（２）事業手法の方向性

- ・最適な施設の配置や整備手法（例えばPPP／PFI、定期借地権方式による公募など）を検討

4 今後のスケジュール

- ・「見直しの方向性」に沿って、具体的な機能や整備手法などを決定
- ・令和10年代中頃～後半の開館を目指す

<現計画との比較>

区分	現計画	見直しの方向性
建設地	東静岡駅南口県有地 東側（0.97ha）	県有地全体（2.43ha）で 最適な配置を検討
施設規模	19,800㎡	縮小
整備手法	県直営方式	民間活力の導入を軸として 最適な整備手法を検討 〔 PPP／PFI、 定期借地による公募など 〕
事業費	298億円	削減
開館時期	令和10年度	令和10年代中頃～後半
デジタル 技術の活用	利便性向上 ほか （ICタグなど）	積極的に導入 （電子書籍など）
市町立図書館 との役割分担	指導・助言、 職員研修 ほか	機能が重複しないよう見直し 図書館ネットワークを強化
収蔵能力	200万冊	150万冊程度を上限
蔵書の 保管方法	一体保管	書庫の分散化を含め 最適な手法を選択
新たな交流と 価値の創出	セミナールーム カフェ、ラボ ほか	東静岡地区全体の機能を 最適化する観点から見直し

<参考>

県立中央図書館の概要

- ・ 建築から56年が経過し、施設や設備の老朽化が著しく進行
- ・ 蔵書数が増加し、収蔵能力がひっ迫

区分	内容	備考
所在地	静岡市駿河区谷田	
建設年	昭和44年3月	R C造
延床面積	8,816㎡	地上3階 地下1階
主な施設	閲覧室、書庫、子ども図書研究室、事務室、電算室、講堂 ほか	
蔵書冊数	97.5万冊 (開架11.5万+閉架86万冊)	R7.3.31現在



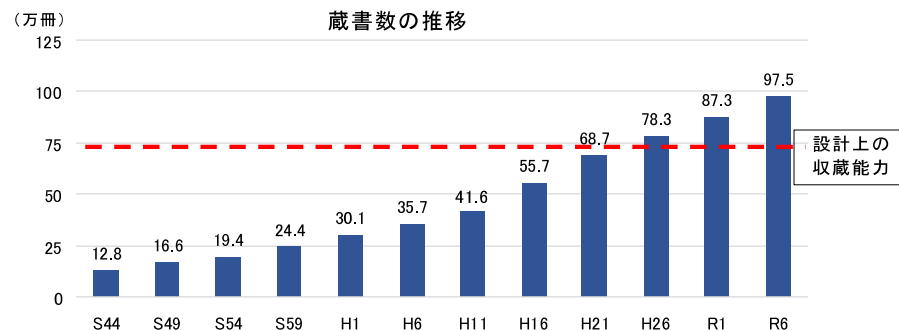
(県立中央図書館・全景)



(蔵書の荷重等でひび割れた天井・梁)



(旧埋蔵文化財センターに一時保管している蔵書)



東静岡地区の状況

- ・ 「東静岡地区まちづくり基本構想(静岡市)」が目指す将来像は、「文化・スポーツによる感動体験」と「快適で安心できる暮らし」が両立したまち
- ・ 主要プロジェクトの一つに、新県立中央図書館の整備を位置付け
- ・ 東静岡駅北側に、静岡市が「新アリーナ」を建設予定(令和12年春)



<東静岡駅南口県有地>



新県立中央図書館整備見直しの方向性

新県立中央図書館整備等 P T

令和 7 年 1 2 月

1 見直しの経緯

- ・近年の人手不足や物価高騰等に伴い、建築工事などの入札が不調（R6.11 月）となり、再入札に向けて、手続きを進めていた。
- ・その後、財源である国の交付金の見通しが大きく変わったことに伴い、一旦立ち止まり、整備計画を見直すことが必要になった。（R7.6 月）

2 見直しの手法

- ・多角的な視点で見直しを進めるため、部局横断の庁内プロジェクトチーム（教育委員会、企画部、スポーツ・文化観光部）を設置し、図書館に求められる機能や、最適な事業手法などを再検討した。
- ・また、図書館機能について、有識者の意見を聴取したほか、民間事業者から東静岡地区のポテンシャルや事業手法のヒアリングなどを実施した。

3 図書館整備の必要性

- ・現在の県立中央図書館（静岡市駿河区谷田）は、昭和 44 年に建設されてから 56 年が経過し、施設や設備の老朽化が著しく進行している。
- ・また、図書館は、県民の生涯にわたる学習や、本県的发展を支える「知のインフラ」として、不可欠な社会資本である。
- ・県議会をはじめ、様々な皆様と積み重ねてきたこれまでの議論も踏まえ、厳しい財政状況ではあるが、新県立中央図書館の整備は、機能や整備手法などを見直した上で、進める。

4 見直しの方向性

整備計画の見直しにあたっては、以下の点を検討の前提とする。

- ①新県立中央図書館を東静岡地区に整備する
- ②静岡市と進めてきた「まちづくりの方向性」を尊重する
- ③厳しい財政状況を踏まえ、県の財政負担を軽減する

(1) 図書館機能の見直し

①有識者等からのヒアリングの状況

ア 有識者等の意見

- ・県立図書館に求められる役割として、市町立図書館のサポートや、地域資料の保管・収集、デジタル化により県内を繋げることなどが挙げられた。
- ・機能面では、I C タグや自動書庫などのデジタル技術の活用による効率化や、県内の図書館ネットワークを活用してサービスを提供する「持続可能な静岡県公共図書館のモデル」を目指すべきとの意見があった。

イ 利用者の意見

- ・東静岡駅周辺の立地面を評価する意見がある一方で、自然が豊富で静寂がある現在の場所に対する評価や、現図書館をサテライトとして残して欲しいとの声があった。
- ・また、外観よりも機能を重視して欲しいとの意見や、新図書館の早期整備を希望する声もあった。

②見直しの方向性

ア 基本的な考え方

- ・基本構想の策定から7年が経過し、その間、少子高齢化の進行、コロナ禍におけるデジタル化の加速、人件費や物価の高騰など、社会情勢が大きく変化したため、図書館機能の見直しを行う。

- ・その際には、新県立中央図書館の基本的なコンセプトは踏まえつつ、「経済性」や「機能性」を重視し、サービス水準と費用対効果に優れた施設を目指す。

イ デジタル技術の活用

- ・電子書籍やオンラインサービスを積極的に導入するなど、県民が住んでいる場所や時間を問わず、図書館を利用できる環境を目指す。
- ・また I C タグを活用した検索機能の強化など、利便性が高く、最小限の職員で効率的に運営される図書館を実現する。

ウ 市町立図書館との役割分担

- ・県立図書館の役割は、「市町立図書館の補完・支援」を基本とする。
- ・市町立図書館では収集が難しい専門書や学術書、郷土資料などを収集し、県内全域の住民に提供する。
- ・また、市町図書館への指導・助言、職員研修、県内図書館の連絡調整に機能を重点化するなど、市町図書館の機能と重複しないように見直す。
- ・人口減少社会が進行する中、県と市町が適切に役割分担し、相互に連携しながら、最適な図書館サービスを提供するため、県と市町立図書館の蔵書を相互に利活用（貸出し）する「図書館ネットワーク」を強化する。

エ 収蔵能力

- ・図書館の運営効率を高めるため、利用者ニーズに即した購入書籍の重点化や、蔵書の除籍、資料のデジタル化などを進める。
- ・収蔵能力の水準は、将来、社会情勢や A I などの加速化するデジタル技術の革新などの大きな変化も想定されるため、今後 3 0 年間で見込まれる収蔵能力 1 5 0 万冊程度を上限に見直す。

オ 蔵書の保管方法

- ・新県立中央図書館の施設規模は、東静岡地区全体のまちづくり（民間施設を含めた地区の高度利用）、施設コスト、ファシリティマネジメントなどの観点から、抑制することが重要である。
- ・このため、蔵書の保管方法については、書庫の分散化（例えば、利用頻度が低い蔵書を低コストで保管可能な別の場所で保管）を含め、最適な手法を選択する。

カ 新たな交流と価値の創出

- ・図書館は、書籍の貸出しや閲覧に加え、新たな交流や価値を創出する機能を果たすことが重要である。
- ・現計画のコンセプト（未来につながる新しいタイプの図書館）を踏まえつつ、東静岡地区全体の機能を最適化する観点で必要な機能の見直しを行う。
- ・特に、静岡市が整備する新アリーナとの相乗効果や、隣接するグランシップの有効利用などに留意する。

キ その他

- ・施設は、周囲の景観に配慮しつつも、「意匠性」優先ではなく、「機能性」を重視する。
- ・現在の県立中央図書館（静岡市駿河区谷田）については、必要な調査や対策を実施した上で活用する。
- ・東静岡地区南口県有地については、新県立中央図書館の整備着手までの間、暫定的な利活用を検討する。

（２）最適な事業手法・東静岡地区のまちづくり

①民間事業者等へのヒアリングの状況

ア 民間事業者の意見

- ・民間事業者に調査したところ、東静岡駅南口県有地には、民間投資のポテンシャルが一定程度あることを確認した。

- ・図書館の整備を前提として、マンションの需要に加え、静岡市が整備する新アリーナ（令和12年春完成予定）との相乗効果の観点から、ホテルや商業施設などの需要も想定される。
- ・また、東静岡駅南口県有地（2.43ヘクタール）の一体的な開発が望ましいとの意見が多かった。

イ 静岡市の意見

- ・東静岡地区において、新しい知恵の連携が進む図書館の早期整備や、中部地域の拠点となる複合的な機能の確保などが望ましいとの意見があった。

②見直しの方向性

ア 基本的な考え方

- ・東静岡地区の整備にあたっては、静岡市が目指す将来像「文化・スポーツの感動体験と快適で安心できる暮らしを両立したまち」を実現するため、静岡市とのまちづくりの一体性を重視する。
- ・東静岡地区のポテンシャルや民間の柔軟な発想を活かすため、民間活力を最大限導入することを軸として、県の財政負担の軽減を目指す。
- ・東静岡駅南口県有地の価値を高め、民間投資を積極的に呼び込むため、県有地の一体的な活用（2.43ヘクタール）を基本とする。

イ 事業手法の方向性

- ・現在の図書館建設予定地（県有地東側：0.97ヘクタール）に限定せず、県有地西側部分（1.46ヘクタール）も含めて、最適な施設の配置や整備手法（例えばPPP／PFI、定期借地権方式による公募など）を検討する。
- ・その際、用途規制などの土地開発規制については、周辺環境に配慮しつつ、積極的な民間投資につながるよう、静岡市と十分に調整する。

5 今後のスケジュール

- ・ 県議会の意見等も踏まえながら、「見直しの方向性」に沿って、新県立中央図書館基本構想や基本計画などの見直しを進め、具体的な機能（仕様）や整備手法などを決定する。
- ・ 令和 10 年代中頃～後半の開館を目指す。

(参考) 現計画との比較

区分	現計画	見直しの方向性
建設地	東静岡駅南口県有地 東側 (0.97ha)	県有地全体 (2.43ha) で 最適な配置を検討
施設規模	19,800 m ²	縮小
整備手法	県直営方式	民間活力の導入を軸として 最適な整備手法を検討 (PPP/PFI、 定期借地による公募など)
事業費	298億円	削減
開館時期	令和10年度	令和10年代中頃～後半
デジタル 技術の活用	利便性向上 ほか (ICTタグなど)	積極的に導入 (電子書籍など)
市町立 図書館との 役割分担	指導・助言、 職員研修 ほか	機能重複しないよう見直し 図書館ネットワークを強化
収蔵能力	200万冊	150万冊程度を上限
蔵書の 保管方法	一体保管	書庫の分散化を含めて 最適な手法を選択
新たな交流と 価値の創出	セミナールーム カフェ、ラボ ほか	東静岡地区全体の機能を 最適化する観点から見直し

静岡県立中央図書館資料収集基準

I 目的

この基準は、静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則（昭和44年県教委規則第5号）第4条に基づき「県立図書館」としての機能を発揮するために必要な図書館資料の収集に関する基本的な事項を定める。

II 基本方針

- 1 静岡県立中央図書館の運営方針の基、県民の教育、学術及び文化の振興と普及に資する資料を収集、保存する。
- 2 資料の収集に当たっては、県内各図書館、研究機関の他、各種関係機関などの機能を考慮して収集する。
- 3 資料の種類は、図書、逐次刊行物、パンフレット等の印刷資料をはじめマイクロ資料、及び視聴覚資料と併せてメディアの多様化に対応した電子資料・情報等を収集する。
- 4 資料の収集範囲は、全分野にわたり、一般的資料から専門的資料に至るまで幅広く収集する。
- 5 資料の収集方法は、購入による他寄贈、複製等によるものとする。寄贈、委託資料の取扱要領については、別に定める。

III 資料別収集基準

1 一般資料

参考調査のための資料を中心に全分野にわたって、基本的なものから専門的な研究書に至るまで幅広く収集する。

収集部数は、原則として1部とするが、利用度の高いものは2部収集も考慮する。

2 児童資料

中学生までを対象とした図書資料を全点収集する。なお、15歳から18歳未満対象の図書資料についても選書及び収集に配慮する。

収集部数は、研究用の図書資料を1部収集し、そのうち選定した貸出用の図書資料を複数部収集する。紙芝居及び視聴覚資料は、貸出用の資料を選択的に収集する。

外国語絵本は、海外で評価を得ている作品及び翻訳本を収集する。

児童研究参考図書を収集する。

3 地域資料

県内各図書館との連携を図りながら網羅的に収集し、古文書の収集・保存には特に留意する。

収集部数は、原則として2部とする。

4 外国語資料

県民（在住外国人を含む。）の日本理解や国際理解及び生涯学習のための資料を幅広く収集する。

5 ティーンズ資料

ティーンズ（13歳から18歳）を対象とした資料および各分野の基本的資料、ティーンズ世代の関心が高い分野について収集する。

収集部数は、原則として1部とするが、利用度の高いものは2部収集も考慮する。

また、必要に応じて一般資料、児童資料、地域資料、電子書籍と重複収集する。

6 逐次刊行物

(1) 新聞

主要なもの（全国紙、ブロック紙、地方紙）を収集する。ただし、業界紙、専門紙及び外国語紙については厳選する。

(2) 雑誌

ア 日本語雑誌は、図書の蔵書構成を考慮しながら、全分野にわたって資料性の高いもの、学術的なもの、科学的なもの及び同時代性を反映するものを収集する。

イ 外国語雑誌は、資料性の高いもの、学術的なもの、よく読まれているものの中から厳選する。

7 マイクロ資料

市販のマイクロ資料については、印刷資料では入手困難なもの、あるいは、マイクロ資料の方が利用しやすいものを収集する。なお、本館の貴重な資料は、マイクロフィルム、デジタル記録媒体、電子式複写機等により複製として収集する。

8 電子資料

参考図書の内容のもの及び印刷資料では入手困難なもの、あるいは、電子資料の方が利用しやすいものを厳選して収集する。

9 視聴覚資料

全分野にわたり、幅広く収集する。

10 電子書籍

高校生・大学生から社会人を対象とした、「知識の拡充」及び「経験の補完」を支援する資料を収集する。

IV 資料の収集選定については、次の各班が行う。

- | | |
|---|----------------------|
| 1 一般資料・児童資料・ティーンズ資料 | 図書班 |
| 2 地域資料（逐次刊行物を除く。）
（特別取扱資料、外国語図書を含む。） | 地域調査班 |
| 3 特別取扱資料（地域資料を除く。） | 一般調査班 |
| 4 外国語図書（地域資料を除く。） | 図書班 |
| 5 逐次刊行物（外国語雑誌、新聞を含む。） | 新聞雑誌班 |
| 6 視聴覚資料 | 図書班（静岡県に関するものは地域調査班） |
| 7 マイクロ資料（新聞雑誌、静岡県資料、貴重書） | 新聞雑誌班、地域調査班、一般調査班 |
| 8 電子書籍 | DX委員会 |

V 補充

汚損、破損、紛失等による欠損図書の補充は、下記のことを考慮しその可否を速やかに決める。

- 1 既蔵書、代替本の有無
- 2 改訂版、増補版による類似図書の有無
- 3 資料価値、利用価値の有無

なお、逐次刊行物の欠号補充には、努めて留意する。

附 則

この改正は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から適用する。

資料収集基準細則

この細則は、静岡県立中央図書館資料収集基準の運用にあたって、必要な事項を定める。

1 一般資料

(1) 参考図書

辞典、事典、便覧、図鑑、年鑑、年報、書誌、目録、索引、統計等は、包括的に収集する。

(2) 官公庁刊行物（図書館を除く）

利用者の調査研究に役立つと思われるものを収集する。

(3) 図書館刊行物

ア 都道府県立図書館

目録類、年報、館報類を収集する。

イ 市町村立、大学、専門図書館

特に必要と認められる目録のみ収集する。

ウ 特殊文庫

目録を収集する。

(4) その他

ア 類書を検討し、内容の充実したものを収集する。

イ 社会的話題を主題とした資料の収集につとめる。

ウ 単行の文学書は、文学的価値が高いものを収集する。

エ 漫画が主体となる資料は、原則収集しない。

オ 資料に付属したフロッピーディスク、コンパクトディスク、カセットテープ、ビデオテープ等は、その資料とともに収集し、付録として扱う。

2 児童資料

(1) 全点収集は、コミック、ゲーム攻略本、学習参考書を除く。

(2) 地域資料と重複する資料についても収集する。

(3) 外国語絵本は、国際的な賞等の受賞作品及び日本語の作品で外国語に翻訳されている作品等を収集する。また、各国で読み継がれている作品等についても収集する。

3 地域資料

(1) 県庁関係刊行物

送付依頼を行い積極的に収集する。

(2) 市町村及び国の出先機関

要覧、例規集、統計書、史誌、文化財報告書、図書館刊行物、文芸作品集、地図等を収集する。

(3) 図書館刊行物

すべて収集する。

(4) 学校関係刊行物

研究紀要、記念史（誌）、その他の研究報告書を収集する。

(5) 各種団体刊行物

内容が記録統計的なもの、及び調査研究的なものを収集する。ただし、文芸誌類は、任意団体のものも収集する。

(6) 静岡県人著作物

静岡県出身者及び静岡県在住者の著作物を積極的に収集、保存するよう留意する。

(7) 古文書類

積極的に収集、保存するよう留意する。

(8) 静岡県関係外国語資料

積極的に収集、保存するよう留意する。

(9) その他

一般資料の基準を準用する。

4 外国語資料

次の各号に掲げる資料を収集する。

- (1) 基本的な参考図書資料
- (2) 日本（邦訳版を含む）及び外国で多く読まれている資料
- (3) 日本に関係する内容の資料
- (4) 日本人著作の外国語訳資料
- (5) その他社会状況等を考慮した資料

5 ティーンズ資料

次の各号に掲げる資料を収集する。

- (1) 各分野の基本的な参考資料及び入門的資料
- (2) ティーンズ世代の発達段階に対応する分野の資料
- (3) 学習指導要領に沿った、学習に役立つ資料
- (4) 探究に役立つ資料

6 逐次刊行物

(1) 一般資料

ア 官公庁刊行物（図書館を除く）

利用者の調査研究に役立つと思われるものを収集する。

イ 図書館刊行物

都道府県立図書館

年報、館報類を収集する。（一般資料の収集と重複しないよう注意する。）

市町村立、大学、専門図書館刊行物

特に、必要と認められる年報、館報類を収集する。

特殊文庫刊行物

年報、館報類を収集する。

ウ その他

類誌を検討し、内容の充実したものを収集する。

社会的話題に富むものを収集する。

(2) 地域資料

ア 県庁関係刊行物

積極的に収集する。

イ 市町村及び国の出先機関の刊行物

広報紙、文化財報告書、図書館刊行物、文芸作品集等

ウ 図書館刊行物

特に、必要と認められるものを収集する。

エ 学校関係刊行物

研究紀要、卒業論文集、その他の研究報告書（郷土研究部誌など）

オ 各種団体刊行物

記録・統計的なもの、及び調査研究的なもの。ただし、文芸誌類は、任意団体のものも収集する。

カ 古文書類

積極的に収集・保存に留意する。

キ その他

一般資料の基準を準用する。

(3) パンフレット類

下記の最新のもののみ、レファレンス用及びインフォメーション用として備える。

ア 図書館及びその類縁機関発行のもの

イ 県内公共機関発行のもの

ウ 出版案内関係のもの

エ その他、レファレンスに必要と思われるもの

7 視聴覚資料

文化的・教養的な内容のもの

附 則

この改正は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から適用する。